

◎ 将来負担比率の状況と推移

将来負担比率	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
			57.6%	43.0%	21.9%

○ 将来負担比率は、地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものも含め、その地方公共団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の額を、その団体の標準財政規模を基本とした額(※)と比べたときの率をいいます。

(※ 標準財政規模から、元利償還金等のうち普通交付税において基準財政需要額に算入されている額を控除した額。下の算定式を参照。)

○ 将来負担比率は、以下に示す算式で算定します。

・平成22年度決算数値に基づく将来負担比率の場合(小数第2位以下切捨て)

$$\begin{array}{r}
 \text{平成22年度} \\
 \text{将来負担比率} \\
 = \\
 \frac{\text{将来負担額(A)} \quad 4,080,777}{\text{標準財政規模(C)} \quad 1,809,696} - \frac{\text{充当可能財源等(B)} \quad 4,027,510}{\text{算入公債費等の額(D)} \quad 418,449} \\
 = \\
 \frac{\text{実質的な将来負債額(分子)} \quad 53,267}{\text{比較する財政の規模(分母)} \quad 1,391,247} \\
 = \\
 3.8\%
 \end{array}
 \quad (\text{単位:千円、\%})$$

* 将来負担比率は、実質的な将来負債額(分子)が負の場合、該当なしとなる(「-」で表示)。

○ 将来負担比率が何%かということだけでなく、その算出に用いられた各数値の構成要素の内訳について他団体との比較や過去からの推移の把握を行うことで、より詳しい分析が可能になります。

○ 特に「将来負担額(A)」の構成要素の内訳について他団体との比較や過去からの推移の把握を行うことは、地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものも含め、その団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の内容について具体的に分析する上で有益です。

○ 実質的な将来負債額(分子)の内訳について [計算式:「将来負担額(A)」-「充当可能財源等(B)」]

○ 「将来負担額(A)」の内訳

(単位:千円、%)

	H18決算	H19決算	増減率	H20決算	増減率	H21決算	増減率	H22決算	増減率
①地方債の現在高	-	4,113,221	-	3,775,393	▲ 8.2	3,346,960	▲ 11.3	3,276,774	▲ 2.1
②債務負担行為	-	0	-	0		35,439	皆増	31,009	▲ 12.5
③公営企業債等繰入見込額	-	237,020	-	233,184	▲ 1.6	207,026	▲ 11.2	169,869	▲ 17.9
④組合等負担等見込額	-	298,284	-	270,220	▲ 9.4	206,931	▲ 23.4	216,133	4.4
⑤退職手当負担見込額	-	450,710	-	462,706	2.7	417,666	▲ 9.7	386,992	▲ 7.3
⑥負担見込額(地方道路公社)	-	0	-	0		0		0	
⑦負担見込額(土地開発公社)	-	0	-	0		0		0	
⑧負担見込額(第三セクター等)	-	0	-	0		0		0	
⑨負担見込額(地方独法)	-	0	-	0		0		0	
⑩連結実質赤字額	-	0	-	0		0		0	
⑪組合等連結実質赤字額	-	0	-	0		0		0	
将来負担額(A)	-	5,099,235	-	4,741,503	▲ 7.0	4,214,022	▲ 11.1	4,080,777	▲ 3.2

○ 充当可能財源等(B)

(単位:千円、%)

	H18決算	H19決算	増減率	H20決算	増減率	H21決算	増減率	H22決算	増減率
充当可能基金	-	1,348,862	-	1,322,510	▲ 2.0	1,294,432	▲ 2.1	1,393,728	7.7
特定歳入〔都市計画税以外〕	-	33,123	-	109,022	229.1	104,583	▲ 4.1	111,574	6.7
特定歳入〔都市計画税〕	-	0	-	0		0		0	
交付税算入見込額	-	3,063,112	-	2,790,783	▲ 8.9	2,528,108	▲ 9.4	2,522,208	▲ 0.2
充当可能財源等(B)	-	4,445,097	-	4,222,315	▲ 5.0	3,927,123	▲ 7.0	4,027,510	2.6

◎ 実質的な将来負債額(分子)

(単位:千円、%)

(A)-(B)[算定の分子]	H18決算	H19決算	増減率	H20決算	増減率	H21決算	増減率	H22決算	増減率
実質的な将来負債額	-	654,138	-	519,188	▲ 20.6	286,899	▲ 44.7	53,267	▲ 81.4

◎ 将来負担比率の状況と推移

○比較する財政の規模(分母)の内訳について【計算式:「標準財政規模(C)」-「算入公債費等の額(D)」】

○ 標準財政規模(C)、算入公債費等の額(D)

(単位:千円、%)

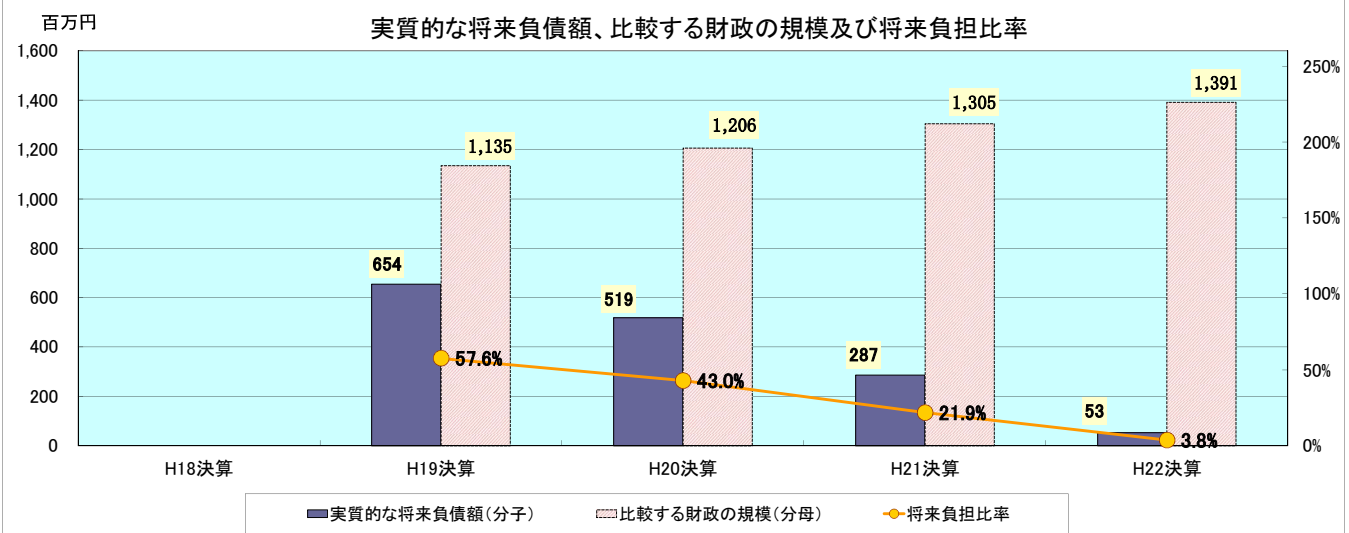
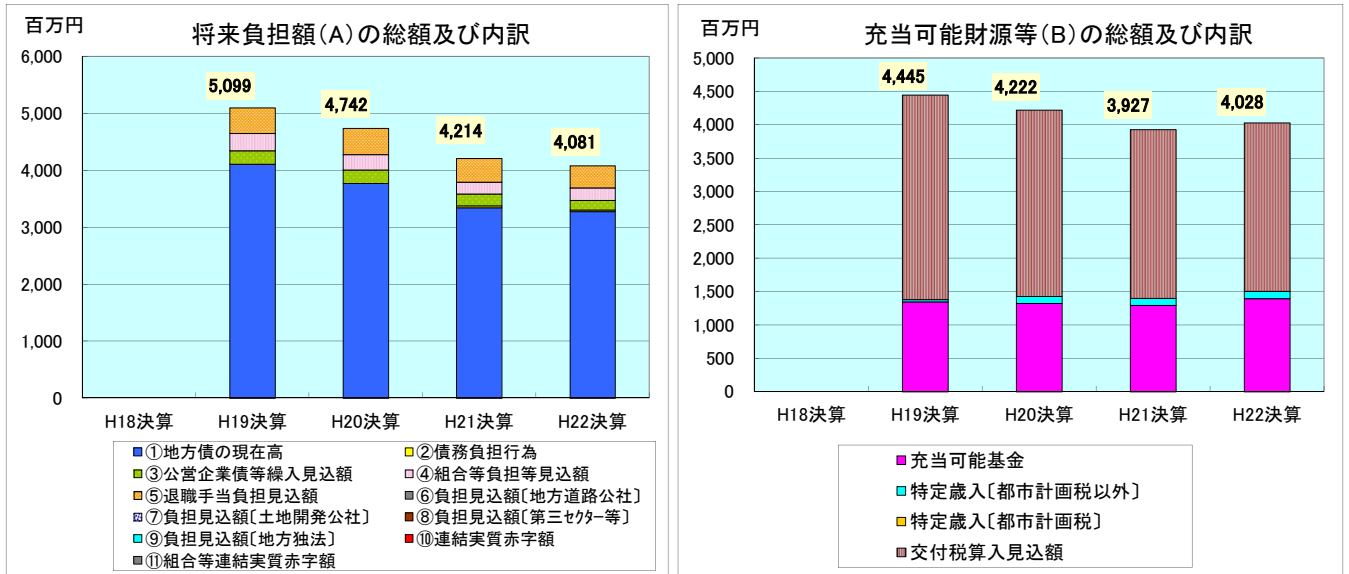
	H18決算	H19決算	増減率	H20決算	増減率	H21決算	増減率	H22決算	増減率
標準財政規模(C)	-	1,535,933	-	1,662,358	8.2	1,752,602	5.4	1,809,696	3.3
算入公債費等の額(D)	-	400,781	-	455,879	13.7	447,820	▲1.8	418,449	▲6.6

◎ 比較する財政の規模(分母)

(単位:千円、%)

(C)-(D)[算定の分母]	H18決算	H19決算	増減率	H20決算	増減率	H21決算	増減率	H22決算	増減率
比較する財政の規模	-	1,135,152	-	1,206,479	6.3	1,304,782	8.1	1,391,247	6.6

○ 経年推移グラフ



○用語解説

- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・①地方債の現在高：一般会計等の前年度末における地方債現在高
- ・②債務負担行為：債務負担行為に基づく支出予定額(地方債を財源とできる地方財政法第5条各号に定める経費等に係るもの)
- ・③公営企業債等繰入見込額：一般会計等以外の会計(公営企業会計等)の地方債の元金償還に充てるため、一般会計等からの繰入れが必要と見込まれる額
- ・④組合等負担等見込額：当該市町村が加入する一部事務組合等の地方債の元金償還に充てるため、当該市町村からの負担等が必要と見込まれる額
- ・⑤退職手当負担見込額：退職手当支給予定額(全職員が前年度末に自己都合退職すると仮定した場合の要支給額)のうち、一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額
- ・⑥負担見込額[地方道路公社]、⑦負担見込額[土地開発公社]、⑧負担見込額[第三セクター等]、⑨負担見込額[地方独法]
：地方公共団体が設立した一定の法人の負債の額やその者のために債務を負担している場合の当該債務の額のうち、当該法人等の財務・経営状況を勘案して一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額
- ・⑩連結実質赤字額：地方公共団体の一般会計等及び公営事業会計における連結ベースでの実質赤字額
- ・⑪組合等連結実質赤字額：一部事務組合等の連結実質赤字相当額のうち、一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額

◎ 将来負担比率の状況と推移

将来負担比率	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
		105.1%	79.5%	52.8%	26.9%

○ 将来負担比率は、地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものも含め、その地方公共団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の額を、その団体の標準財政規模を基本とした額(※)と比べたときの率をいいます。

(※ 標準財政規模から、元利償還金等のうち普通交付税において基準財政需要額に算入されている額を控除した額。下の算定式を参照。)

○ 将来負担比率は、以下に示す算式で算定します。

・平成22年度決算数値に基づく将来負担比率の場合(小数第2位以下切捨て)

$$\begin{array}{c}
 \text{平成22年度} \\
 \text{将来負担比率} \\
 = \frac{\text{将来負担額(A)} \quad 12,179,413 \quad - \quad \text{充当可能財源等(B)} \quad 11,320,317}{\text{標準財政規模(C)} \quad 3,859,269 \quad - \quad \text{算入公債費等の額(D)} \quad 673,463} \\
 = \frac{\text{実質的な将来負債額(分子)} \quad 859,096}{\text{比較する財政の規模(分母)} \quad 3,185,806} = 26.9\%
 \end{array}$$

(単位:千円、%)

* 将来負担比率は、実質的な将来負債額(分子)が負の場合、該当なしとなる(「-」で表示)。

○ 将来負担比率が何%かということだけでなく、その算出に用いられた各数値の構成要素の内訳について他団体との比較や過去からの推移の把握を行うことで、より詳しい分析が可能になります。

○ 特に「将来負担額(A)」の構成要素の内訳について他団体との比較や過去からの推移の把握を行うことは、地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものも含め、その団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の内容について具体的に分析する上で有益です。

○ 実質的な将来負債額(分子)の内訳について [計算式:「将来負担額(A)」-「充当可能財源等(B)」]

○ 「将来負担額(A)」の内訳

(単位:千円、%)

	H18決算	H19決算	増減率	H20決算	増減率	H21決算	増減率	H22決算	増減率
①地方債の現在高	-	6,010,612	-	5,614,287	▲ 6.6	5,234,765	▲ 6.8	5,041,985	▲ 3.7
②債務負担行為	-	138,799	-	124,327	▲ 10.4	18,866	▲ 84.8	12,578	▲ 33.3
③公営企業債等繰入見込額	-	6,301,957	-	5,959,825	▲ 5.4	5,907,329	▲ 0.9	5,549,851	▲ 6.1
④組合等負担等見込額	-	806,055	-	635,152	▲ 21.2	559,092	▲ 12.0	522,644	▲ 6.5
⑤退職手当負担見込額	-	917,123	-	931,932	1.6	1,041,703	11.8	1,052,355	1.0
⑥負担見込額(地方道路公社)	-	0	-	0		0		0	
⑦負担見込額(土地開発公社)	-	0	-	0		0		0	
⑧負担見込額(第三セクター等)	-	0	-	0		0		0	
⑨負担見込額(地方独法)	-	0	-	0		0		0	
⑩連結実質赤字額	-	0	-	0		0		0	
⑪組合等連結実質赤字額	-	0	-	0		0		0	
将来負担額(A)	-	14,174,546	-	13,265,523	▲ 6.4	12,761,755	▲ 3.8	12,179,413	▲ 4.6

○ 充当可能財源等(B)

(単位:千円、%)

	H18決算	H19決算	増減率	H20決算	増減率	H21決算	増減率	H22決算	増減率
充当可能基金	-	2,408,445	-	2,567,652	6.6	2,649,000	3.2	3,049,391	15.1
特定歳入〔都市計画税以外〕	-	474,145	-	390,968	▲ 17.5	284,120	▲ 27.3	170,054	▲ 40.1
特定歳入〔都市計画税〕	-	0	-	0		0		0	
交付税算入見込額	-	8,237,044	-	7,939,499	▲ 3.6	8,215,531	3.5	8,100,872	▲ 1.4
充当可能財源等(B)	-	11,119,634	-	10,898,119	▲ 2.0	11,148,651	2.3	11,320,317	1.5

◎ 実質的な将来負債額(分子)

(単位:千円、%)

(A)-(B)[算定の分子]	H18決算	H19決算	増減率	H20決算	増減率	H21決算	増減率	H22決算	増減率
実質的な将来負債額	-	3,054,912	-	2,367,404	▲ 22.5	1,613,104	▲ 31.9	859,096	▲ 46.7

◎ 将来負担比率の状況と推移

○ 比較する財政の規模(分母)の内訳について [計算式:「標準財政規模(C)」-「算入公債費等の額(D)」]

○ 標準財政規模(C)、算入公債費等の額(D)

(単位:千円、%)

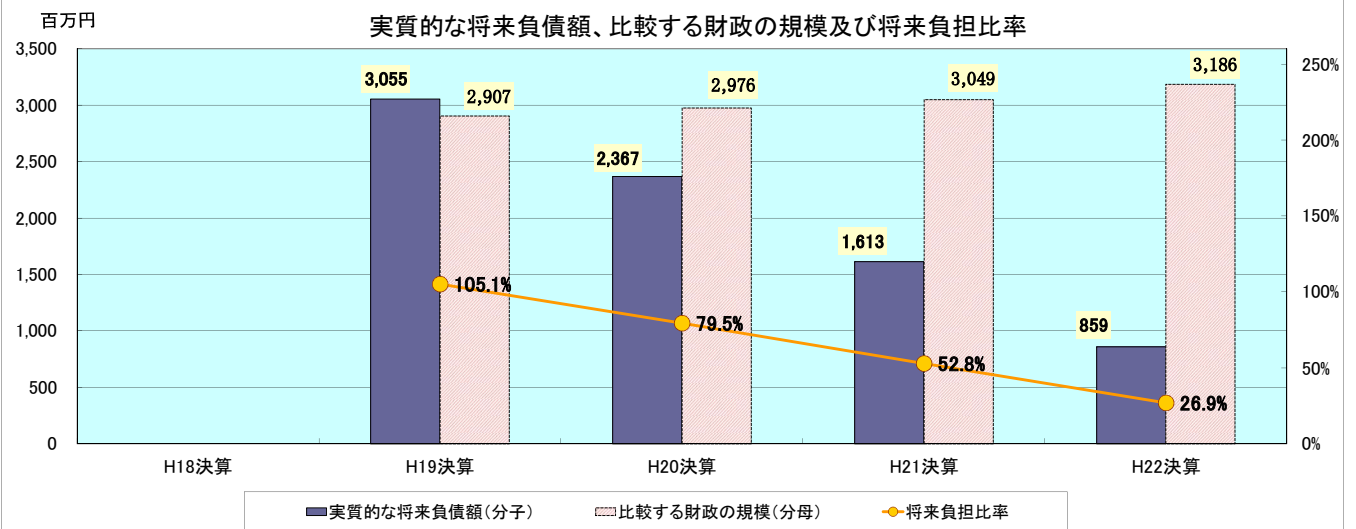
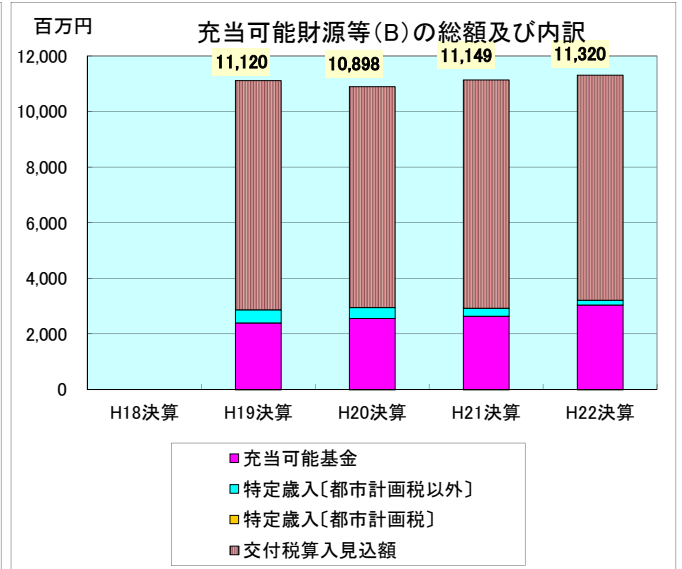
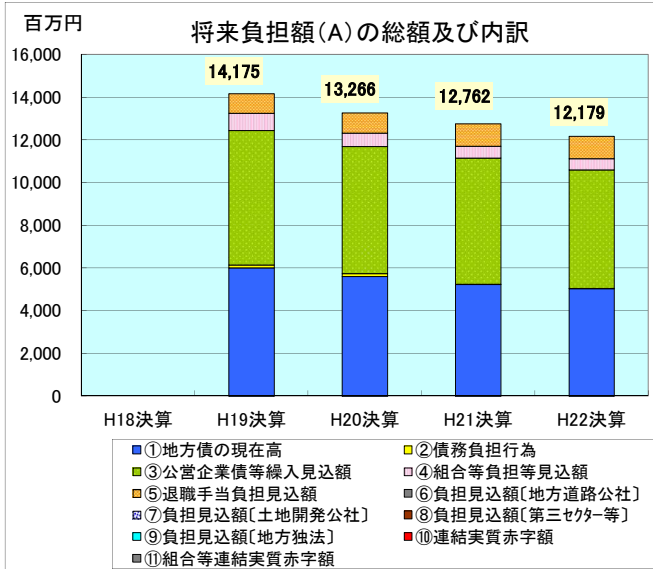
	H18決算	H19決算	増減率	H20決算	増減率	H21決算	増減率	H22決算	増減率
標準財政規模(C)	—	3,522,699	—	3,621,263	2.8	3,732,724	3.1	3,859,269	3.4
算入公債費等の額(D)	—	616,064	—	645,679	4.8	683,237	5.8	673,463	▲ 1.4

◎ 比較する財政の規模(分母)

(単位:千円、%)

(C)-(D)[算定の分母]	H18決算	H19決算	増減率	H20決算	増減率	H21決算	増減率	H22決算	増減率
比較する財政の規模	—	2,906,635	—	2,975,584	2.4	3,049,487	2.5	3,185,806	4.5

○ 経年推移グラフ



○ 用語解説

- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・① 地方債の現在高：一般会計等の前年度末における地方債現在高
- ・② 債務負担行為：債務負担行為に基づく支出予定額(地方債を財源とできる地方財政法第5条各号に定める経費等に係るもの)
- ・③ 公営企業債等繰入見込額：一般会計等以外の会計(公営企業会計等)の地方債の元金償還に充てるため、一般会計等からの繰入れが必要と見込まれる額
- ・④ 組合等負担等見込額：当該市町村が加入する一部事務組合等の地方債の元金償還に充てるため、当該市町村からの負担等が必要と見込まれる額
- ・⑤ 退職手当負担見込額：退職手当支給予定額(全職員が前年度末に自己都合退職すると仮定した場合の要支給額)のうち、一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額
- ・⑥ 負担見込額[地方道路公社]、⑦ 負担見込額[土地開発公社]、⑧ 負担見込額[第三セクター等]、⑨ 負担見込額[地方独法]
：地方公共団体が設立した一定の法人の負債の額やその者のために債務を負担している場合の当該債務の額のうち、当該法人等の財務・経営状況を勘案して一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額
- ・⑩ 連結実質赤字額：地方公共団体の一般会計等及び公営事業会計における連結ベースでの実質赤字額
- ・⑪ 組合等連結実質赤字額：一部事務組合等の連結実質赤字相当額のうち、一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額

◎ 将来負担比率の状況と推移

将来負担比率	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
			43.8%	22.0%	9.1%

○ 将来負担比率は、地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものも含め、その地方公共団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の額を、その団体の標準財政規模を基本とした額(※)と比べたときの率をいいます。

(※ 標準財政規模から、元利償還金等のうち普通交付税において基準財政需要額に算入されている額を控除した額。下の算定式を参照。)

○ 将来負担比率は、以下に示す算式で算定します。

・平成22年度決算数値に基づく将来負担比率の場合(小数第2位以下切捨て)

$$\begin{array}{c}
 \text{平成22年度} \\
 \text{将来負担比率} \\
 = \\
 \frac{\text{将来負担額(A)} \quad 6,674,517}{\text{標準財政規模(C)} \quad 3,170,902} - \frac{\text{充当可能財源等(B)} \quad 6,555,356}{\text{算入公債費等の額(D)} \quad 221,636} = \frac{\text{実質的な将来負債額(分子)} \quad 119,161}{\text{比較する財政の規模(分母)} \quad 2,949,266} = 4.0\%
 \end{array}$$

(単位:千円、%)

* 将来負担比率は、実質的な将来負債額(分子)が負の場合、該当なしとなる(「-」で表示)。

○ 将来負担比率が何%かということだけでなく、その算出に用いられた各数値の構成要素の内訳について他団体との比較や過去からの推移の把握を行うことで、より詳しい分析が可能になります。

○ 特に「将来負担額(A)」の構成要素の内訳について他団体との比較や過去からの推移の把握を行うことは、地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものも含め、その団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の内容について具体的に分析する上で有益です。

○ 実質的な将来負債額(分子)の内訳について [計算式:「将来負担額(A)」-「充当可能財源等(B)」]

○ 「将来負担額(A)」の内訳

(単位:千円、%)

	H18決算	H19決算	増減率	H20決算	増減率	H21決算	増減率	H22決算	増減率
①地方債の現在高	-	3,658,126	-	3,750,278	2.5	3,971,496	5.9	4,904,086	23.5
②債務負担行為	-	1,239,847	-	1,112,990	▲10.2	908,276	▲18.4	776,947	▲14.5
③公営企業債等繰入見込額	-	2,641	-	0	皆減	0		2,773	皆増
④組合等負担等見込額	-	65,811	-	55,209	▲16.1	45,876	▲16.9	37,422	▲18.4
⑤退職手当負担見込額	-	1,093,136	-	1,087,479	▲0.5	1,035,744	▲4.8	953,289	▲8.0
⑥負担見込額(地方道路公社)	-	0	-	0		0		0	
⑦負担見込額(土地開発公社)	-	0	-	0		0		0	
⑧負担見込額(第三セクター等)	-	0	-	0		0		0	
⑨負担見込額(地方独法)	-	0	-	0		0		0	
⑩連結実質赤字額	-	0	-	0		0		0	
⑪組合等連結実質赤字額	-	0	-	0		0		0	
将来負担額(A)	-	6,059,561	-	6,005,956	▲0.9	5,961,392	▲0.7	6,674,517	12.0

○ 充当可能財源等(B)

(単位:千円、%)

	H18決算	H19決算	増減率	H20決算	増減率	H21決算	増減率	H22決算	増減率
充当可能基金	-	2,208,625	-	2,732,171	23.7	2,911,864	6.6	3,186,752	9.4
特定歳入〔都市計画税以外〕	-	791	-	246	▲68.9	0	皆減	0	
特定歳入〔都市計画税〕	-	0	-	0		0		0	
交付税算入見込額	-	2,661,644	-	2,668,790	0.3	2,791,959	4.6	3,368,604	20.7
充当可能財源等(B)	-	4,871,060	-	5,401,207	10.9	5,703,823	5.6	6,555,356	14.9

◎ 実質的な将来負債額(分子)

(単位:千円、%)

(A)-(B)[算定の分子]	H18決算	H19決算	増減率	H20決算	増減率	H21決算	増減率	H22決算	増減率
実質的な将来負債額	-	1,188,501	-	604,749	▲49.1	257,569	▲57.4	119,161	▲53.7

◎ 将来負担比率の状況と推移

○比較する財政の規模(分母)の内訳について【計算式:「標準財政規模(C)」-「算入公債費等の額(D)」】

○ 標準財政規模(C)、算入公債費等の額(D)

(単位:千円、%)

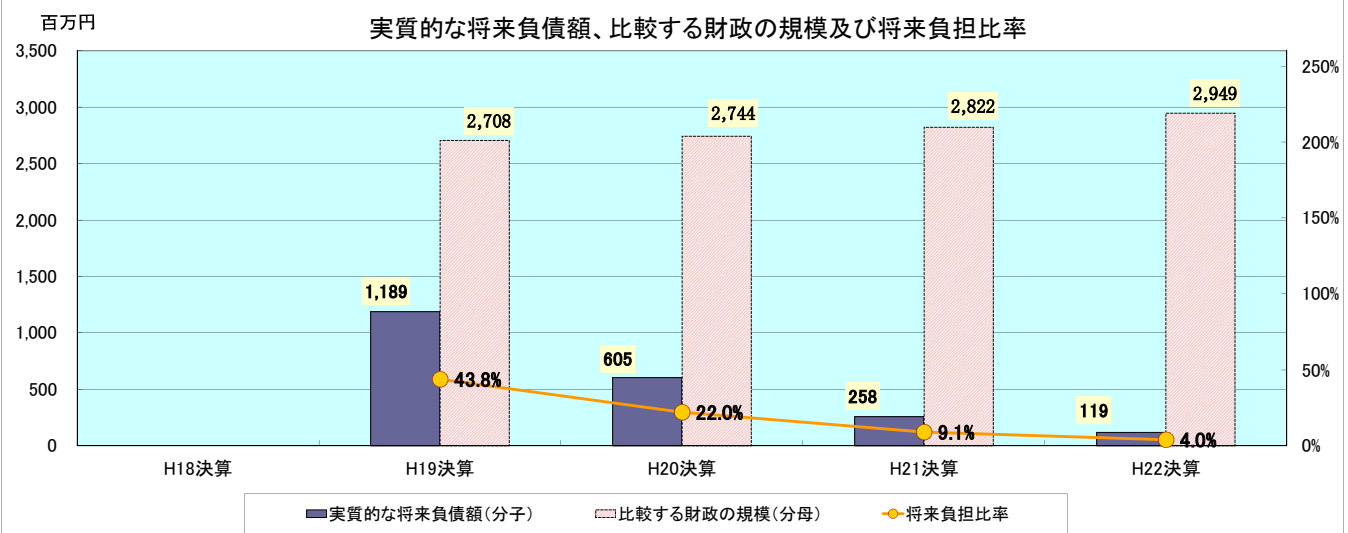
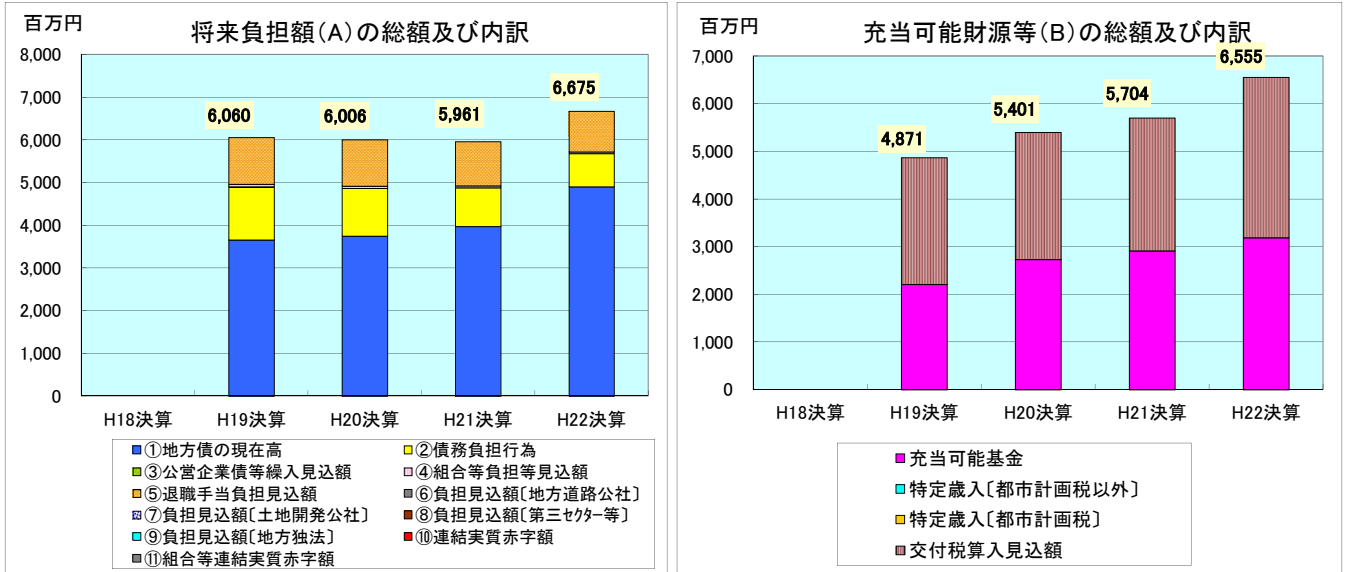
	H18決算	H19決算	増減率	H20決算	増減率	H21決算	増減率	H22決算	増減率
標準財政規模(C)	—	2,954,640	—	2,956,372	0.1	3,032,817	2.6	3,170,902	4.6
算入公債費等の額(D)	—	246,550	—	211,938	▲14.0	210,777	▲0.5	221,636	5.2

◎ 比較する財政の規模(分母)

(単位:千円、%)

(C)-(D)[算定の分母]	H18決算	H19決算	増減率	H20決算	増減率	H21決算	増減率	H22決算	増減率
比較する財政の規模	—	2,708,090	—	2,744,434	1.3	2,822,040	2.8	2,949,266	4.5

○ 経年推移グラフ



○用語解説

- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・①地方債の現在高：一般会計等の前年度末における地方債現在高
- ・②債務負担行為：債務負担行為に基づく支出予定額(地方債を財源とできる地方財政法第5条各号に定める経費等に係るもの)
- ・③公営企業債等繰入見込額：一般会計等以外の会計(公営企業会計等)の地方債の元金償還に充てるため、一般会計等からの繰入れが必要と見込まれる額
- ・④組合等負担等見込額：当該市町村が加入する一部事務組合等の地方債の元金償還に充てるため、当該市町村からの負担等が必要と見込まれる額
- ・⑤退職手当負担見込額：退職手当支給予定額(全職員が前年度末に自己都合退職すると仮定した場合の要支給額)のうち、一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額
- ・⑥負担見込額[地方道路公社]、⑦負担見込額[土地開発公社]、⑧負担見込額[第三セクター等]、⑨負担見込額[地方独法]
：地方公共団体が設立した一定の法人の負債の額やその者のために債務を負担している場合の当該債務の額のうち、当該法人等の財務・経営状況を勘案して一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額
- ・⑩連結実質赤字額：地方公共団体の一般会計等及び公営事業会計における連結ベースでの実質赤字額
- ・⑪組合等連結実質赤字額：一部事務組合等の連結実質赤字相当額のうち、一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額

◎ 将来負担比率の状況と推移

将来負担比率	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
		72.0%	59.5%	43.9%	25.9%

○ 将来負担比率は、地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものも含め、その地方公共団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の額を、その団体の標準財政規模を基本とした額(※)と比べたときの率をいいます。

(※ 標準財政規模から、元利償還金等のうち普通交付税において基準財政需要額に算入されている額を控除した額。下の算定式を参照。)

○ 将来負担比率は、以下に示す算式で算定します。

・平成22年度決算数値に基づく将来負担比率の場合(小数第2位以下切捨て)

$$\begin{array}{c}
 \text{平成22年度} \\
 \text{将来負担比率} \\
 = \frac{\text{将来負担額(A)} - \text{充当可能財源等(B)}}{\text{標準財政規模(C)} - \text{算入公債費等の額(D)}} = \frac{\text{実質的な将来負債額(分子)}}{\text{比較する財政の規模(分母)}} = 25.9\%
 \end{array}$$

(単位:千円、%)

* 将来負担比率は、実質的な将来負債額(分子)が負の場合、該当なしとなる(「-」で表示)。

○ 将来負担比率が何%かということだけでなく、その算出に用いられた各数値の構成要素の内訳について他団体との比較や過去からの推移の把握を行うことで、より詳しい分析が可能になります。

○ 特に「将来負担額(A)」の構成要素の内訳について他団体との比較や過去からの推移の把握を行うことは、地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものも含め、その団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の内容について具体的に分析する上で有益です。

○ 実質的な将来負債額(分子)の内訳について [計算式:「将来負担額(A)」-「充当可能財源等(B)」]

○ 「将来負担額(A)」の内訳

(単位:千円、%)

	H18決算	H19決算	増減率	H20決算	増減率	H21決算	増減率	H22決算	増減率
①地方債の現在高	-	7,986,995	-	7,561,258	▲ 5.3	7,245,893	▲ 4.2	7,381,532	1.9
②債務負担行為	-	14,146	-	116,653	724.6	102,415	▲ 12.2	83,803	▲ 18.2
③公営企業債等繰入見込額	-	519,137	-	632,214	21.8	764,440	20.9	1,351,434	76.8
④組合等負担等見込額	-	1,349,434	-	1,218,745	▲ 9.7	1,118,825	▲ 8.2	1,059,015	▲ 5.3
⑤退職手当負担見込額	-	915,498	-	873,485	▲ 4.6	781,902	▲ 10.5	681,069	▲ 12.9
⑥負担見込額(地方道路公社)	-	0	-	0		0		0	
⑦負担見込額(土地開発公社)	-	0	-	0		0		0	
⑧負担見込額(第三セクター等)	-	0	-	0		0		0	
⑨負担見込額(地方独法)	-	0	-	0		0		0	
⑩連結実質赤字額	-	0	-	0		0		0	
⑪組合等連結実質赤字額	-	0	-	0		0		0	
将来負担額(A)	-	10,785,210	-	10,402,355	▲ 3.5	10,013,475	▲ 3.7	10,556,853	5.4

○ 充当可能財源等(B)

(単位:千円、%)

	H18決算	H19決算	増減率	H20決算	増減率	H21決算	増減率	H22決算	増減率
充当可能基金	-	2,023,965	-	2,177,733	7.6	2,201,654	1.1	2,838,668	28.9
特定歳入〔都市計画税以外〕	-	49,373	-	45,291	▲ 8.3	32,505	▲ 28.2	25,202	▲ 22.5
特定歳入〔都市計画税〕	-	0	-	0		0		0	
交付税算入見込額	-	6,168,425	-	6,041,835	▲ 2.1	6,160,298	2.0	6,690,211	8.6
充当可能財源等(B)	-	8,241,763	-	8,264,859	0.3	8,394,457	1.6	9,554,081	13.8

◎ 実質的な将来負債額(分子)

(単位:千円、%)

(A)-(B)[算定の分子]	H18決算	H19決算	増減率	H20決算	増減率	H21決算	増減率	H22決算	増減率
実質的な将来負債額	-	2,543,447	-	2,137,496	▲ 16.0	1,619,018	▲ 24.3	1,002,772	▲ 38.1

◎ 将来負担比率の状況と推移

○比較する財政の規模(分母)の内訳について【計算式:「標準財政規模(C)」-「算入公債費等の額(D)」】

○ 標準財政規模(C)、算入公債費等の額(D)

(単位:千円、%)

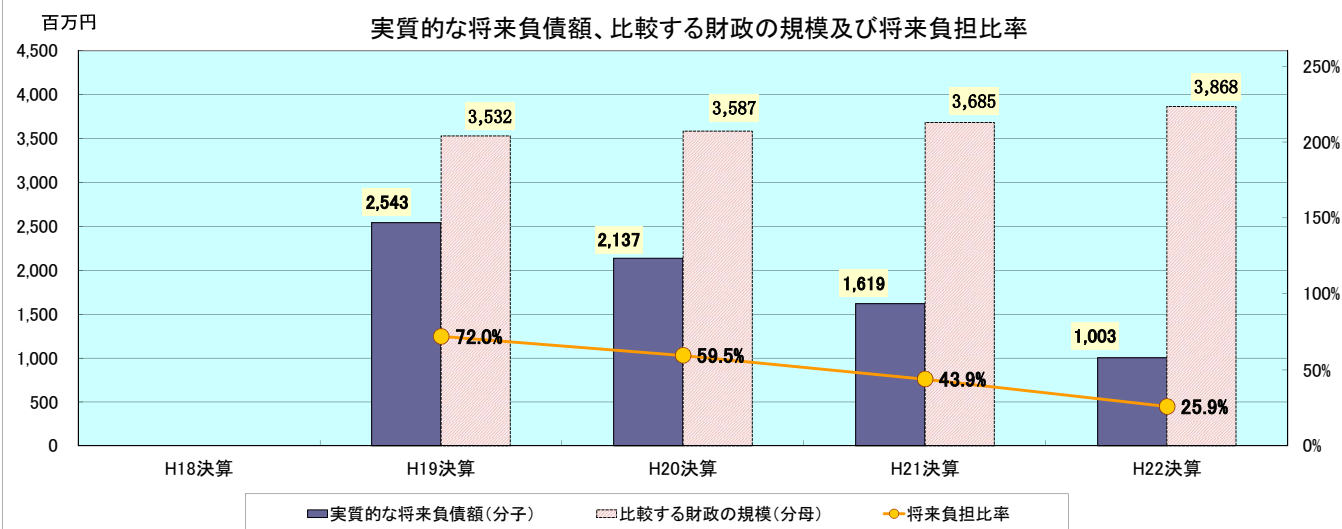
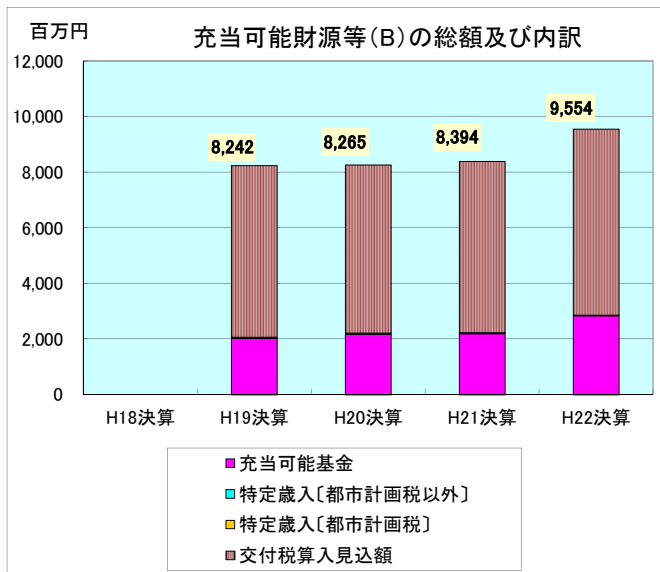
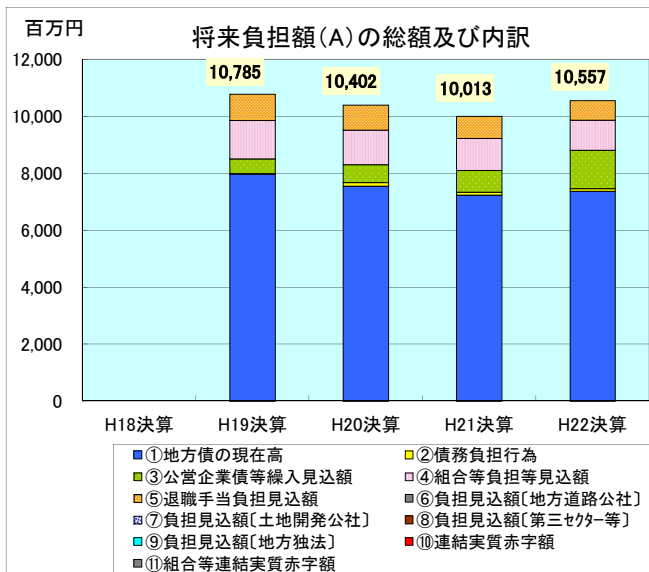
	H18決算	H19決算	増減率	H20決算	増減率	H21決算	増減率	H22決算	増減率
標準財政規模(C)	—	4,120,383	—	4,176,978	1.4	4,273,642	2.3	4,472,568	4.7
算入公債費等の額(D)	—	588,382	—	589,585	0.2	588,576	▲0.2	604,946	2.8

◎ 比較する財政の規模(分母)

(単位:千円、%)

(C)-(D)[算定の分母]	H18決算	H19決算	増減率	H20決算	増減率	H21決算	増減率	H22決算	増減率
比較する財政の規模	—	3,532,001	—	3,587,393	1.6	3,685,066	2.7	3,867,622	5.0

○ 経年推移グラフ



○用語解説

- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・①地方債の現在高：一般会計等の前年度末における地方債現在高
- ・②債務負担行為：債務負担行為に基づく支出予定額(地方債を財源とできる地方財政法第5条各号に定める経費等に係るもの)
- ・③公営企業債等繰入見込額：一般会計等以外の会計(公営企業会計等)の地方債の元金償還に充てるため、一般会計等からの繰入れが必要と見込まれる額
- ・④組合等負担等見込額：当該市町村が加入する一部事務組合等の地方債の元金償還に充てるため、当該市町村からの負担等が必要と見込まれる額
- ・⑤退職手当負担見込額：退職手当支給予定額(全職員が前年度末に自己都合退職すると仮定した場合の要支給額)のうち、一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額
- ・⑥負担見込額[地方道路公社]、⑦負担見込額[土地開発公社]、⑧負担見込額[第三セクター等]、⑨負担見込額[地方独法]
：地方公共団体が設立した一定の法人の負債の額やその者のために債務を負担している場合の当該債務の額のうち、当該法人等の財務・経営状況を勘案して一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額
- ・⑩連結実質赤字額：地方公共団体の一般会計等及び公営事業会計における連結ベースでの実質赤字額
- ・⑪組合等連結実質赤字額：一部事務組合等の連結実質赤字相当額のうち、一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額

◎ 将来負担比率の状況と推移

将来負担比率	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
			—	—	—

○ 将来負担比率は、地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものも含め、その地方公共団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の額を、その団体の標準財政規模を基本とした額(※)と比べたときの率をいいます。

(※ 標準財政規模から、元利償還金等のうち普通交付税において基準財政需要額に算入されている額を控除した額。下の算定式を参照。)

○ 将来負担比率は、以下に示す算式で算定します。

・平成22年度決算数値に基づく将来負担比率の場合(小数第2位以下切捨て)

$$\begin{array}{c}
 \text{平成22年度} \\
 \text{将来負担比率} \\
 = \\
 \frac{\text{将来負担額(A)} \quad 6,848,123}{\text{標準財政規模(C)} \quad 3,171,050} - \frac{\text{充当可能財源等(B)} \quad 8,067,575}{\text{算入公債費等の額(D)} \quad 335,131} = \frac{\text{実質的な将来負債額(分子)} \quad \blacktriangle 1,219,452}{\text{比較する財政の規模(分母)} \quad 2,835,919} = \text{—}
 \end{array}
 \quad (\text{単位:千円、\%})$$

* 将来負担比率は、実質的な将来負債額(分子)が負の場合、該当なしとなる(「—」で表示)。

○ 将来負担比率が何%かということだけでなく、その算出に用いられた各数値の構成要素の内訳について他団体との比較や過去からの推移の把握を行うことで、より詳しい分析が可能になります。

○ 特に「将来負担額(A)」の構成要素の内訳について他団体との比較や過去からの推移の把握を行うことは、地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものも含め、その団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の内容について具体的に分析する上で有益です。

○ 実質的な将来負債額(分子)の内訳について [計算式:「将来負担額(A)」-「充当可能財源等(B)」]

○ 「将来負担額(A)」の内訳

(単位:千円、%)

	H18決算	H19決算	増減率	H20決算	増減率	H21決算	増減率	H22決算	増減率
①地方債の現在高	—	4,233,775	—	4,442,340	4.9	4,609,859	3.8	4,656,895	1.0
②債務負担行為	—	0	—	1,086	皆増	580	▲46.6	0	皆減
③公営企業債等繰入見込額	—	11,184	—	618,990	5,434.6	664,067	7.3	734,279	10.6
④組合等負担等見込額	—	362,925	—	229,086	▲36.9	101,782	▲55.6	52,889	▲48.0
⑤退職手当負担見込額	—	1,378,221	—	1,360,230	▲1.3	1,374,605	1.1	1,398,560	1.7
⑥負担見込額(地方道路公社)	—	0	—	0		0		0	
⑦負担見込額(土地開発公社)	—	0	—	0		0		0	
⑧負担見込額(第三セクター等)	—	8,500	—	7,500	▲11.8	6,500	▲13.3	5,500	▲15.4
⑨負担見込額(地方独法)	—	0	—	0		0		0	
⑩連結実質赤字額	—	0	—	0		0		0	
⑪組合等連結実質赤字額	—	0	—	0		0		0	
将来負担額(A)	—	5,994,605	—	6,659,232	11.1	6,757,393	1.5	6,848,123	1.3

○ 充当可能財源等(B)

(単位:千円、%)

	H18決算	H19決算	増減率	H20決算	増減率	H21決算	増減率	H22決算	増減率
充当可能基金	—	3,422,331	—	3,219,795	▲5.9	3,282,680	2.0	3,565,213	8.6
特定歳入〔都市計画税以外〕	—	749,629	—	888,148	18.5	914,082	2.9	902,105	▲1.3
特定歳入〔都市計画税〕	—	0	—	0		0		0	
交付税算入見込額	—	3,565,770	—	3,472,299	▲2.6	3,496,922	0.7	3,600,257	3.0
充当可能財源等(B)	—	7,737,730	—	7,580,242	▲2.0	7,693,684	1.5	8,067,575	4.9

◎ 実質的な将来負債額(分子)

(単位:千円、%)

(A)-(B)[算定の分子]	H18決算	H19決算	増減率	H20決算	増減率	H21決算	増減率	H22決算	増減率
実質的な将来負債額	—	▲1,743,125	—	▲921,010		▲936,291		▲1,219,452	

◎ 将来負担比率の状況と推移

○ 比較する財政の規模(分母)の内訳について [計算式:「標準財政規模(C)」-「算入公債費等の額(D)」]

○ 標準財政規模(C)、算入公債費等の額(D)

(単位:千円、%)

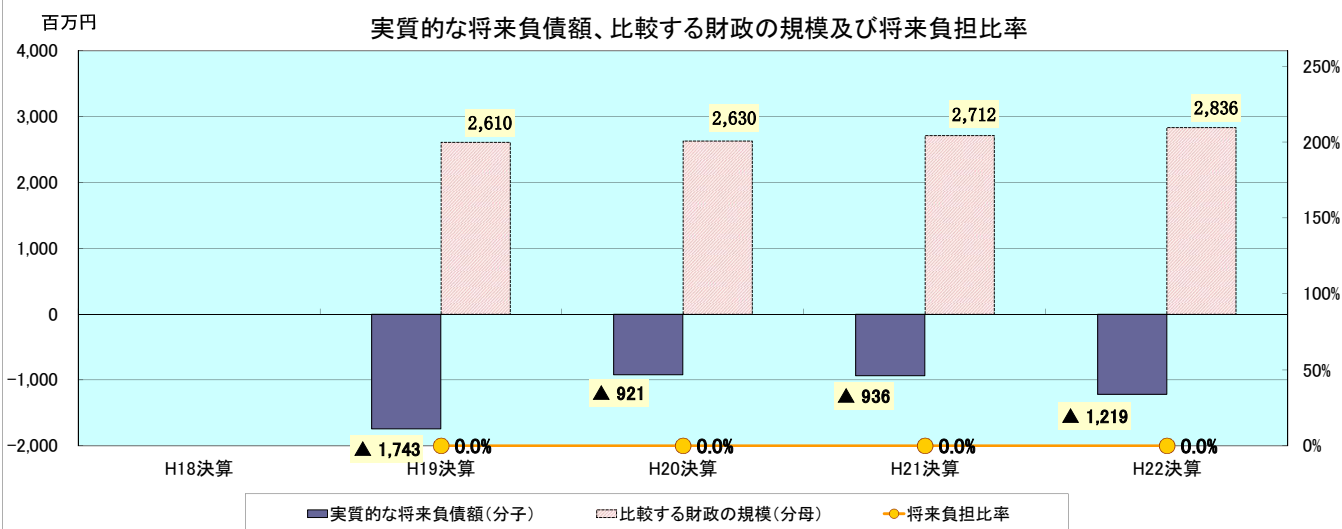
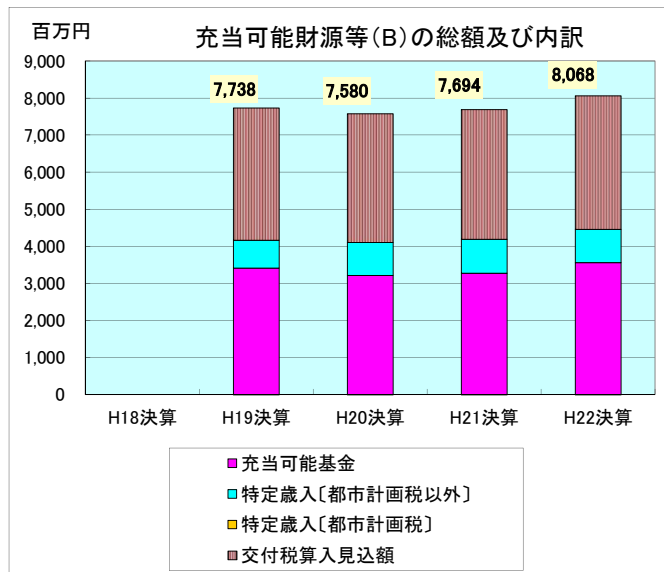
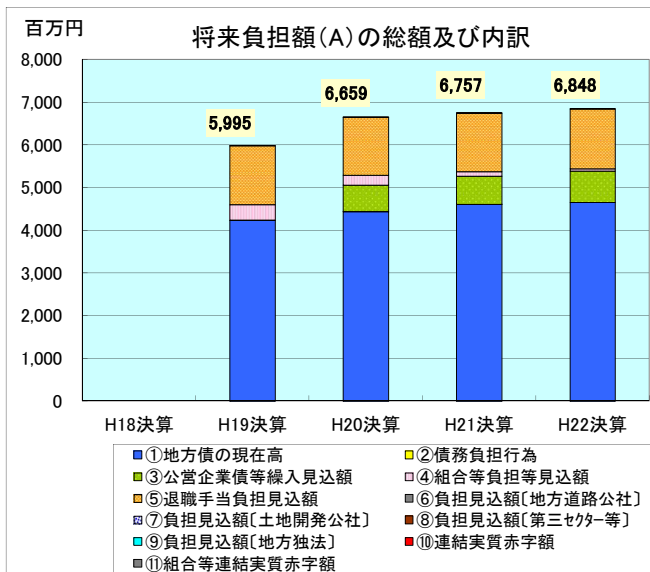
	H18決算	H19決算	増減率	H20決算	増減率	H21決算	増減率	H22決算	増減率
標準財政規模(C)	—	3,040,945	—	3,018,263	▲ 0.7	3,088,593	2.3	3,171,050	2.7
算入公債費等の額(D)	—	431,180	—	388,171	▲ 10.0	377,028	▲ 2.9	335,131	▲ 11.1

◎ 比較する財政の規模(分母)

(単位:千円、%)

(C)-(D)[算定の分母]	H18決算	H19決算	増減率	H20決算	増減率	H21決算	増減率	H22決算	増減率
比較する財政の規模	—	2,609,765	—	2,630,092	0.8	2,711,565	3.1	2,835,919	4.6

○ 経年推移グラフ



○用語解説

- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・①地方債の現在高：一般会計等の前年度末における地方債現在高
- ・②債務負担行為：債務負担行為に基づく支出予定額(地方債を財源とできる地方財政法第5条各号に定める経費等に係るもの)
- ・③公営企業債等繰入見込額：一般会計等以外の会計(公営企業会計等)の地方債の元金償還に充てるため、一般会計等からの繰入れが必要と見込まれる額
- ・④組合等負担等見込額：当該市町村が加入する一部事務組合等の地方債の元金償還に充てるため、当該市町村からの負担等が必要と見込まれる額
- ・⑤退職手当負担見込額：退職手当支給予定額(全職員が前年度末に自己都合退職すると仮定した場合の要支給額)のうち、一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額
- ・⑥負担見込額[地方道路公社]、⑦負担見込額[土地開発公社]、⑧負担見込額[第三セクター等]、⑨負担見込額[地方独法]
：地方公共団体が設立した一定の法人の負債の額やその者のために債務を負担している場合の当該債務の額のうち、当該法人等の財務・経営状況を勘案して一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額
- ・⑩連結実質赤字額：地方公共団体の一般会計等及び公営事業会計における連結ベースでの実質赤字額
- ・⑪組合等連結実質赤字額：一部事務組合等の連結実質赤字相当額のうち、一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額

◎ 将来負担比率の状況と推移

将来負担比率	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
		24.0%	20.9%	6.5%	—

○ 将来負担比率は、地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものも含め、その地方公共団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の額を、その団体の標準財政規模を基本とした額(※)と比べたときの率をいいます。

(※ 標準財政規模から、元利償還金等のうち普通交付税において基準財政需要額に算入されている額を控除した額。下の算定式を参照。)

○ 将来負担比率は、以下に示す算式で算定します。

・平成22年度決算数値に基づく将来負担比率の場合(小数第2位以下切捨て)

$$\begin{array}{c}
 \text{平成22年度} \\
 \text{将来負担比率} \\
 = \\
 \frac{\text{将来負担額(A)} \quad 10,614,964}{\text{標準財政規模(C)} \quad 4,131,938} - \frac{\text{充当可能財源等(B)} \quad 10,644,182}{\text{算入公債費等の額(D)} \quad 976,716} = \frac{\text{実質的な将来負債額(分子)} \quad \blacktriangle 29,218}{\text{比較する財政の規模(分母)} \quad 3,155,222} = \text{—}
 \end{array}$$

(単位:千円、%)

* 将来負担比率は、実質的な将来負債額(分子)が負の場合、該当なしとなる(「—」で表示)。

○ 将来負担比率が何%かということだけでなく、その算出に用いられた各数値の構成要素の内訳について他団体との比較や過去からの推移の把握を行うことで、より詳しい分析が可能になります。

○ 特に「将来負担額(A)」の構成要素の内訳について他団体との比較や過去からの推移の把握を行うことは、地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものも含め、その団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の内容について具体的に分析する上で有益です。

○ 実質的な将来負債額(分子)の内訳について [計算式:「将来負担額(A)」-「充当可能財源等(B)」]

○ 「将来負担額(A)」の内訳 (単位:千円、%)

	H18決算	H19決算	増減率	H20決算	増減率	H21決算	増減率	H22決算	増減率
①地方債の現在高	—	10,233,000	—	9,347,252	▲ 8.7	8,716,632	▲ 6.7	8,644,004	▲ 0.8
②債務負担行為	—	0	—	0		0		0	
③公営企業債等繰入見込額	—	4,787	—	23,719	395.5	57,223	141.3	66,600	16.4
④組合等負担等見込額	—	359,954	—	226,846	▲ 37.0	100,635	▲ 55.6	52,305	▲ 48.0
⑤退職手当負担見込額	—	1,739,720	—	1,655,172	▲ 4.9	1,836,883	11.0	1,852,055	0.8
⑥負担見込額(地方道路公社)	—	0	—	0		0		0	
⑦負担見込額(土地開発公社)	—	0	—	0		0		0	
⑧負担見込額(第三セクター等)	—	0	—	0		0		0	
⑨負担見込額(地方独法)	—	0	—	0		0		0	
⑩連結実質赤字額	—	0	—	0		0		0	
⑪組合等連結実質赤字額	—	0	—	0		0		0	
将来負担額(A)	—	12,337,461	—	11,252,989	▲ 8.8	10,711,373	▲ 4.8	10,614,964	▲ 0.9

○ 充当可能財源等(B) (単位:千円、%)

	H18決算	H19決算	増減率	H20決算	増減率	H21決算	増減率	H22決算	増減率
充当可能基金	—	3,503,132	—	2,662,120	▲ 24.0	3,196,126	20.1	3,972,406	24.3
特定歳入〔都市計画税以外〕	—	185,212	—	251,770	35.9	279,291	10.9	210,288	▲ 24.7
特定歳入〔都市計画税〕	—	0	—	0		0		0	
交付税算入見込額	—	7,965,580	—	7,739,462	▲ 2.8	7,043,777	▲ 9.0	6,461,488	▲ 8.3
充当可能財源等(B)	—	11,653,924	—	10,653,352	▲ 8.6	10,519,194	▲ 1.3	10,644,182	1.2

◎ 実質的な将来負債額(分子) (単位:千円、%)

(A)-(B)[算定の分子]	H18決算	H19決算	増減率	H20決算	増減率	H21決算	増減率	H22決算	増減率
実質的な将来負債額	—	683,537	—	599,637	▲ 12.3	192,179	▲ 68.0	▲ 29,218	皆減

◎ 将来負担比率の状況と推移

○ 比較する財政の規模(分母)の内訳について [計算式:「標準財政規模(C)」-「算入公債費等の額(D)」]

○ 標準財政規模(C)、算入公債費等の額(D)

(単位:千円、%)

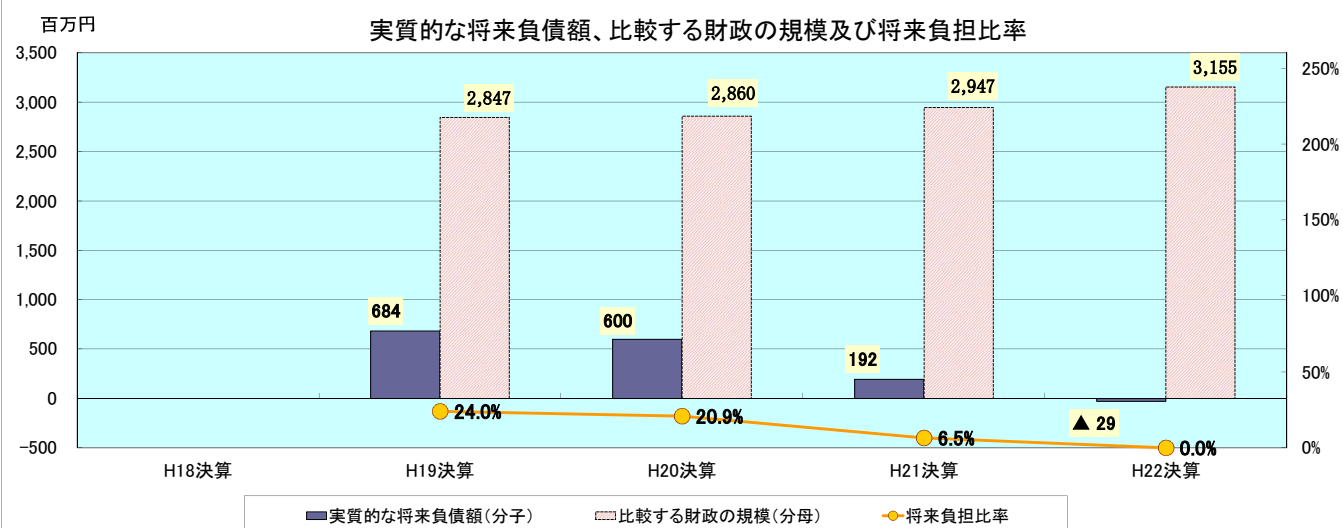
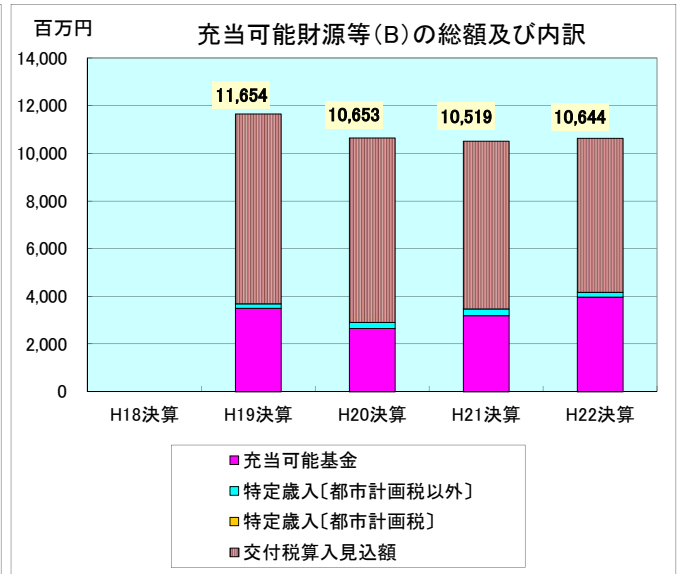
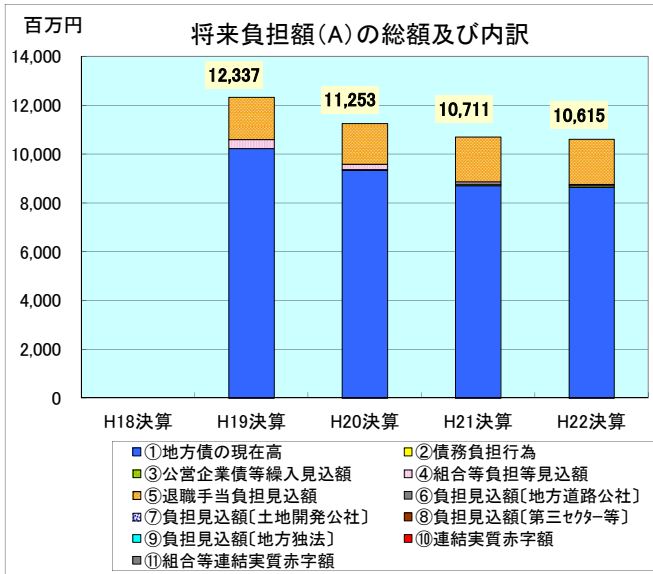
	H18決算	H19決算	増減率	H20決算	増減率	H21決算	増減率	H22決算	増減率
標準財政規模(C)	—	3,757,924	—	3,847,763	2.4	4,001,727	4.0	4,131,938	3.3
算入公債費等の額(D)	—	911,209	—	988,013	8.4	1,055,178	6.8	976,716	▲ 7.4

◎ 比較する財政の規模(分母)

(単位:千円、%)

(C)-(D)[算定の分母]	H18決算	H19決算	増減率	H20決算	増減率	H21決算	増減率	H22決算	増減率
比較する財政の規模	—	2,846,715	—	2,859,750	0.5	2,946,549	3.0	3,155,222	7.1

○ 経年推移グラフ



○用語解説

- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・①地方債の現在高：一般会計等の前年度末における地方債現在高
- ・②債務負担行為：債務負担行為に基づく支出予定額(地方債を財源とできる地方財政法第5条各号に定める経費等に係るもの)
- ・③公営企業債等繰入見込額：一般会計等以外の会計(公営企業会計等)の地方債の元金償還に充てるため、一般会計等からの繰入れが必要と見込まれる額
- ・④組合等負担等見込額：当該市町村が加入する一部事務組合等の地方債の元金償還に充てるため、当該市町村からの負担等が必要と見込まれる額
- ・⑤退職手当負担見込額：退職手当支給予定額(全職員が前年度末に自己都合退職すると仮定した場合の要支給額)のうち、一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額
- ・⑥負担見込額[地方道路公社]、⑦負担見込額[土地開発公社]、⑧負担見込額[第三セクター等]、⑨負担見込額[地方独法]
：地方公共団体が設立した一定の法人の負債の額やその者のために債務を負担している場合の当該債務の額のうち、当該法人等の財務・経営状況を勘案して一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額
- ・⑩連結実質赤字額：地方公共団体の一般会計等及び公営事業会計における連結ベースでの実質赤字額
- ・⑪組合等連結実質赤字額：一部事務組合等の連結実質赤字相当額のうち、一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額

◎ 将来負担比率の状況と推移

将来負担比率	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
		3.8%	—	—	—

○ 将来負担比率は、地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものも含め、その地方公共団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の額を、その団体の標準財政規模を基本とした額(※)と比べたときの率をいいます。

(※ 標準財政規模から、元利償還金等のうち普通交付税において基準財政需要額に算入されている額を控除した額。下の算定式を参照。)

○ 将来負担比率は、以下に示す算式で算定します。

・平成22年度決算数値に基づく将来負担比率の場合(小数第2位以下切捨て)

$$\begin{array}{r}
 \text{平成22年度} \\
 \text{将来負担比率} \\
 = \\
 \frac{\text{将来負担額(A)} \\
 6,963,800 \\
 - \\
 \text{充当可能財源等(B)} \\
 7,457,733 \\
 \hline
 \text{実質的な将来負債額(分子)} \\
 \blacktriangle 493,933 \\
 \hline
 \text{標準財政規模(C)} \\
 2,704,736 \\
 - \\
 \text{算入公債費等の額(D)} \\
 351,461 \\
 \hline
 \text{比較する財政の規模(分母)} \\
 2,353,275 \\
 \hline
 = \\
 \text{将来負担比率} \\
 \text{—}
 \end{array}
 \quad (\text{単位:千円、\%})$$

* 将来負担比率は、実質的な将来負債額(分子)が負の場合、該当なしとなる(「—」で表示)。

○ 将来負担比率が何%かということだけでなく、その算出に用いられた各数値の構成要素の内訳について他団体との比較や過去からの推移の把握を行うことで、より詳しい分析が可能になります。

○ 特に「将来負担額(A)」の構成要素の内訳について他団体との比較や過去からの推移の把握を行うことは、地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものも含め、その団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の内容について具体的に分析する上で有益です。

○ 実質的な将来負債額(分子)の内訳について [計算式:「将来負担額(A)」-「充当可能財源等(B)」]

○ 「将来負担額(A)」の内訳 (単位:千円、%)

	H18決算	H19決算	増減率	H20決算	増減率	H21決算	増減率	H22決算	増減率
①地方債の現在高	—	5,395,681	—	5,086,559	▲ 5.7	5,065,239	▲ 0.4	5,261,617	3.9
②債務負担行為	—	0	—	0		0		0	
③公営企業債等繰入見込額	—	0	—	0		0		0	
④組合等負担等見込額	—	258,229	—	300,915	16.5	484,810	61.1	453,420	▲ 6.5
⑤退職手当負担見込額	—	1,228,523	—	1,204,059	▲ 2.0	1,216,177	1.0	1,248,763	2.7
⑥負担見込額(地方道路公社)	—	0	—	0		0		0	
⑦負担見込額(土地開発公社)	—	0	—	0		0		0	
⑧負担見込額(第三セクター等)	—	0	—	0		0		0	
⑨負担見込額(地方独法)	—	0	—	0		0		0	
⑩連結実質赤字額	—	0	—	0		0		0	
⑪組合等連結実質赤字額	—	0	—	0		0		0	
将来負担額(A)	—	6,882,433	—	6,591,533	▲ 4.2	6,766,226	2.7	6,963,800	2.9

○ 充当可能財源等(B) (単位:千円、%)

	H18決算	H19決算	増減率	H20決算	増減率	H21決算	増減率	H22決算	増減率
充当可能基金	—	2,826,245	—	2,909,157	2.9	3,016,817	3.7	3,346,220	10.9
特定歳入〔都市計画税以外〕	—	395,041	—	271,293	▲ 31.3	195,206	▲ 28.0	157,882	▲ 19.1
特定歳入〔都市計画税〕	—	0	—	0		0		0	
交付税算入見込額	—	3,579,775	—	3,519,854	▲ 1.7	3,978,833	13.0	3,953,631	▲ 0.6
充当可能財源等(B)	—	6,801,061	—	6,700,304	▲ 1.5	7,190,856	7.3	7,457,733	3.7

◎ 実質的な将来負債額(分子) (単位:千円、%)

(A)-(B)[算定の分子]	H18決算	H19決算	増減率	H20決算	増減率	H21決算	増減率	H22決算	増減率
実質的な将来負債額	—	81,372	—	▲ 108,771	皆減	▲ 424,630		▲ 493,933	

◎ 将来負担比率の状況と推移

○ 比較する財政の規模(分母)の内訳について [計算式:「標準財政規模(C)」-「算入公債費等の額(D)」]

○ 標準財政規模(C)、算入公債費等の額(D)

(単位:千円、%)

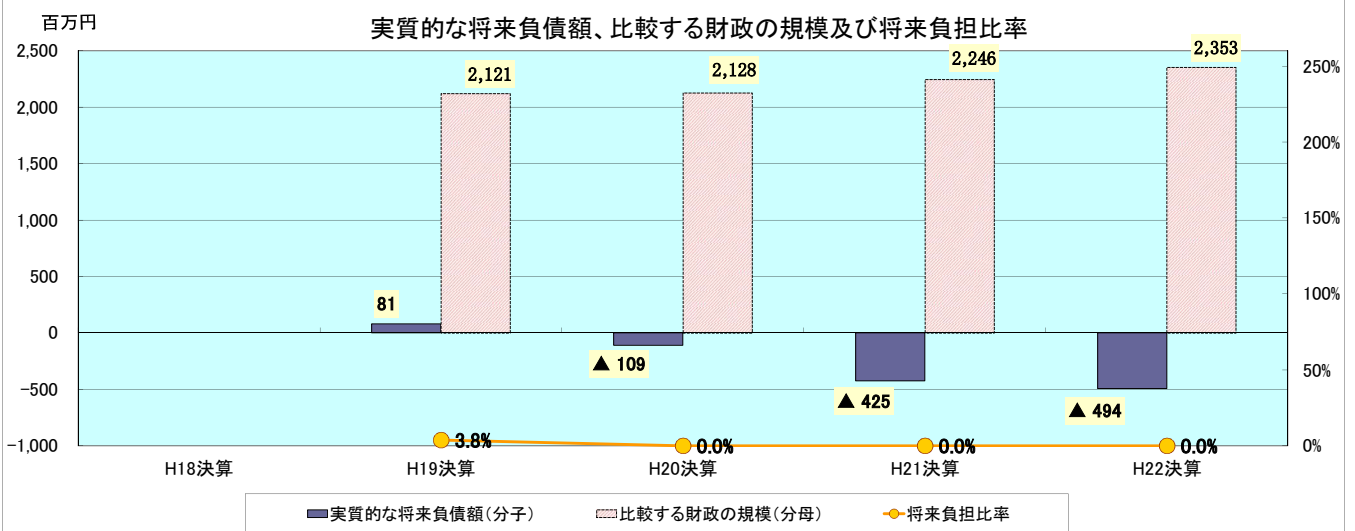
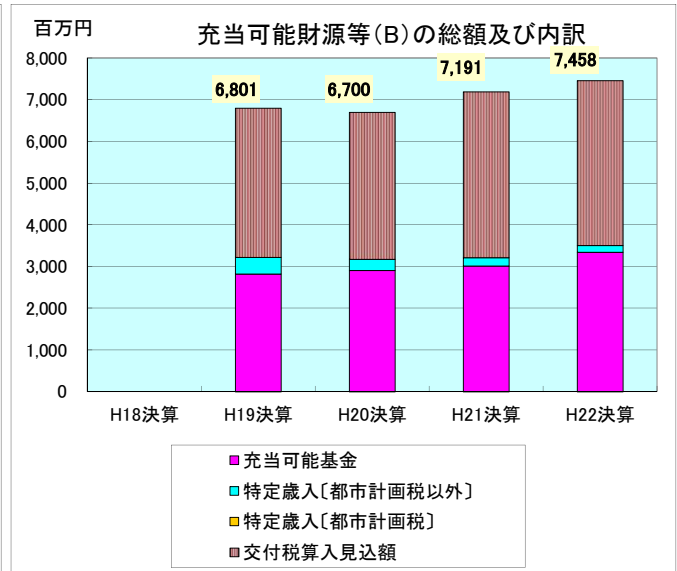
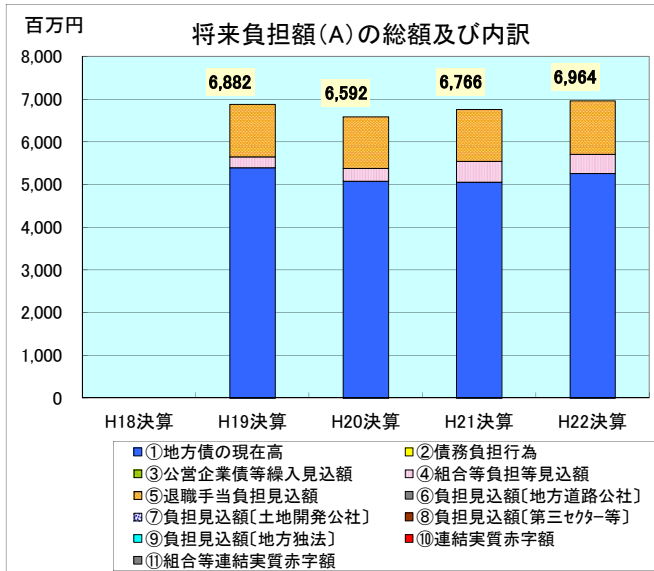
	H18決算	H19決算	増減率	H20決算	増減率	H21決算	増減率	H22決算	増減率
標準財政規模(C)	—	2,484,350	—	2,482,236	▲0.1	2,588,469	4.3	2,704,736	4.5
算入公債費等の額(D)	—	363,599	—	354,671	▲2.5	342,218	▲3.5	351,461	2.7

◎ 比較する財政の規模(分母)

(単位:千円、%)

(C)-(D)[算定の分母]	H18決算	H19決算	増減率	H20決算	増減率	H21決算	増減率	H22決算	増減率
比較する財政の規模	—	2,120,751	—	2,127,565	0.3	2,246,251	5.6	2,353,275	4.8

○ 経年推移グラフ



○ 用語解説

- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・①地方債の現在高：一般会計等の前年度末における地方債現在高
- ・②債務負担行為：債務負担行為に基づく支出予定額(地方債を財源とできる地方財政法第5条各号に定める経費等に係るもの)
- ・③公営企業債等繰入見込額：一般会計等以外の会計(公営企業会計等)の地方債の元金償還に充てるため、一般会計等からの繰入れが必要と見込まれる額
- ・④組合等負担等見込額：当該市町村が加入する一部事務組合等の地方債の元金償還に充てるため、当該市町村からの負担等が必要と見込まれる額
- ・⑤退職手当負担見込額：退職手当支給予定額(全職員が前年度末に自己都合退職すると仮定した場合の要支給額)のうち、一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額
- ・⑥負担見込額[地方道路公社]、⑦負担見込額[土地開発公社]、⑧負担見込額[第三セクター等]、⑨負担見込額[地方独法]
：地方公共団体が設立した一定の法人の負債の額やその者のために債務を負担している場合の当該債務の額のうち、当該法人等の財務・経営状況を勘案して一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額
- ・⑩連結実質赤字額：地方公共団体の一般会計等及び公営事業会計における連結ベースでの実質赤字額
- ・⑪組合等連結実質赤字額：一部事務組合等の連結実質赤字相当額のうち、一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額

◎ 将来負担比率の状況と推移

将来負担比率	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
		100.5%	89.8%	79.5%	76.3%

○ 将来負担比率は、地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものも含め、その地方公共団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の額を、その団体の標準財政規模を基本とした額(※)と比べたときの率をいいます。

(※ 標準財政規模から、元利償還金等のうち普通交付税において基準財政需要額に算入されている額を控除した額。下の算定式を参照。)

○ 将来負担比率は、以下に示す算式で算定します。

・平成22年度決算数値に基づく将来負担比率の場合(小数第2位以下切捨て)

$$\begin{array}{c}
 \text{平成22年度} \\
 \text{将来負担比率} \\
 = \frac{\text{将来負担額(A)} \quad 15,673,082 \quad - \quad \text{充当可能財源等(B)} \quad 12,378,646}{\text{標準財政規模(C)} \quad 5,143,325 \quad - \quad \text{算入公債費等の額(D)} \quad 827,212} = \frac{\text{実質的な将来負債額(分子)} \quad 3,294,436}{\text{比較する財政の規模(分母)} \quad 4,316,113} = 76.3\%
 \end{array}$$

(単位:千円、%)

* 将来負担比率は、実質的な将来負債額(分子)が負の場合、該当なしとなる(「-」で表示)。

○ 将来負担比率が何%かということだけでなく、その算出に用いられた各数値の構成要素の内訳について他団体との比較や過去からの推移の把握を行うことで、より詳しい分析が可能になります。

○ 特に「将来負担額(A)」の構成要素の内訳について他団体との比較や過去からの推移の把握を行うことは、地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものも含め、その団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の内容について具体的に分析する上で有益です。

○ 実質的な将来負債額(分子)の内訳について [計算式:「将来負担額(A)」-「充当可能財源等(B)」]

○ 「将来負担額(A)」の内訳 (単位:千円、%)

	H18決算	H19決算	増減率	H20決算	増減率	H21決算	増減率	H22決算	増減率
①地方債の現在高	-	13,564,850	-	12,817,770	▲ 5.5	12,285,926	▲ 4.1	11,968,023	▲ 2.6
②債務負担行為	-	0	-	0		0		0	
③公営企業債等繰入見込額	-	818,818	-	800,894	▲ 2.2	759,724	▲ 5.1	717,156	▲ 5.6
④組合等負担等見込額	-	331,357	-	302,428	▲ 8.7	293,305	▲ 3.0	248,779	▲ 15.2
⑤退職手当負担見込額	-	2,570,868	-	2,588,075	0.7	2,642,291	2.1	2,739,124	3.7
⑥負担見込額(地方道路公社)	-	0	-	0		0		0	
⑦負担見込額(土地開発公社)	-	0	-	0		0		0	
⑧負担見込額(第三セクター等)	-	0	-	0		0		0	
⑨負担見込額(地方独法)	-	0	-	0		0		0	
⑩連結実質赤字額	-	600,158	-	326,357	▲ 45.6	184,311	▲ 43.5	0	皆減
⑪組合等連結実質赤字額	-	0	-	0		0		0	
将来負担額(A)	-	17,886,051	-	16,835,524	▲ 5.9	16,165,557	▲ 4.0	15,673,082	▲ 3.0

○ 充当可能財源等(B) (単位:千円、%)

	H18決算	H19決算	増減率	H20決算	増減率	H21決算	増減率	H22決算	増減率
充当可能基金	-	1,810,770	-	1,965,000	8.5	2,208,305	12.4	2,637,374	19.4
特定歳入〔都市計画税以外〕	-	4,350,483	-	3,987,742	▲ 8.3	3,610,954	▲ 9.4	2,740,696	▲ 24.1
特定歳入〔都市計画税〕	-	0	-	0		0		0	
交付税算入見込額	-	7,667,295	-	7,302,309	▲ 4.8	7,058,041	▲ 3.3	7,000,576	▲ 0.8
充当可能財源等(B)	-	13,828,548	-	13,255,051	▲ 4.1	12,877,300	▲ 2.8	12,378,646	▲ 3.9

◎ 実質的な将来負債額(分子) (単位:千円、%)

(A)-(B)[算定の分子]	H18決算	H19決算	増減率	H20決算	増減率	H21決算	増減率	H22決算	増減率
実質的な将来負債額	-	4,057,503	-	3,580,473	▲ 11.8	3,288,257	▲ 8.2	3,294,436	0.2

◎ 将来負担比率の状況と推移

○比較する財政の規模(分母)の内訳について【計算式:「標準財政規模(C)」-「算入公債費等の額(D)」】

○ 標準財政規模(C)、算入公債費等の額(D)

(単位:千円、%)

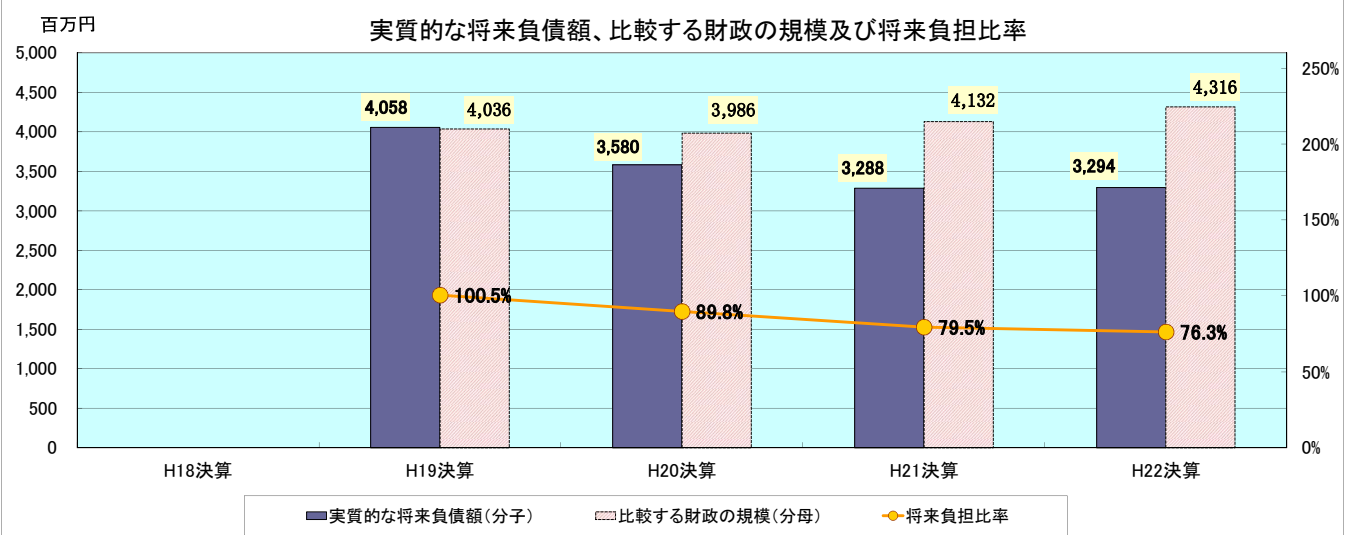
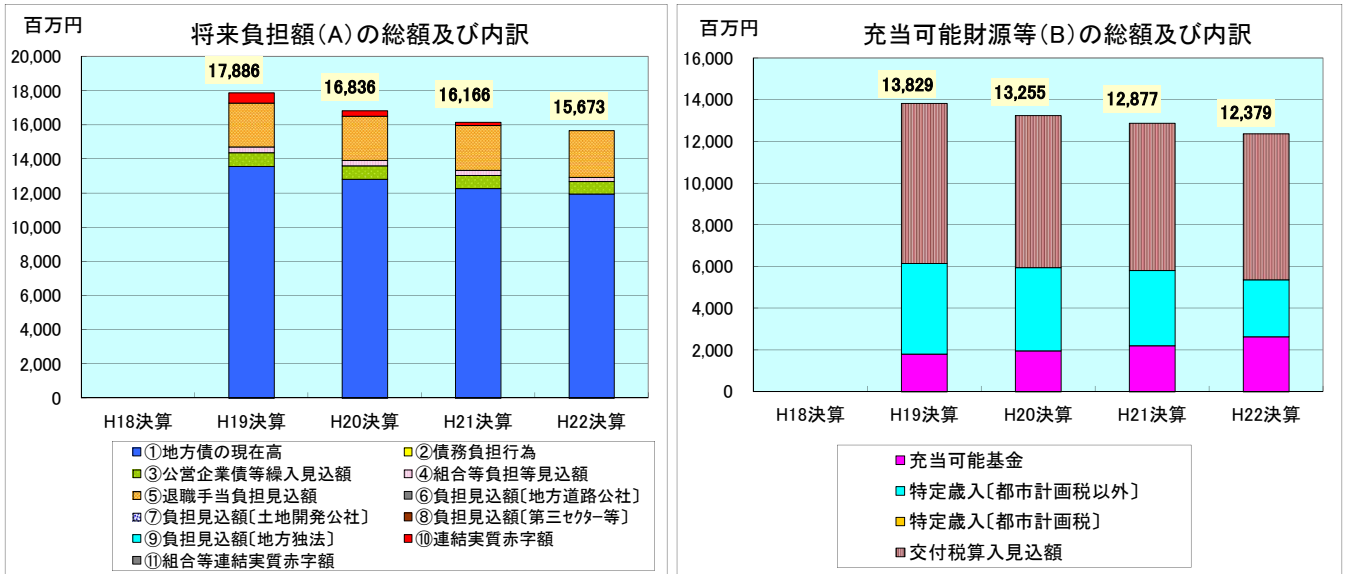
	H18決算	H19決算	増減率	H20決算	増減率	H21決算	増減率	H22決算	増減率
標準財政規模(C)	—	5,058,488	—	4,952,320	▲ 2.1	5,024,417	1.5	5,143,325	2.4
算入公債費等の額(D)	—	1,022,463	—	966,029	▲ 5.5	892,845	▲ 7.6	827,212	▲ 7.4

◎ 比較する財政の規模(分母)

(単位:千円、%)

(C)-(D)[算定の分母]	H18決算	H19決算	増減率	H20決算	増減率	H21決算	増減率	H22決算	増減率
比較する財政の規模	—	4,036,025	—	3,986,291	▲ 1.2	4,131,572	3.6	4,316,113	4.5

○ 経年推移グラフ



○用語解説

- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・①地方債の現在高：一般会計等の前年度末における地方債現在高
- ・②債務負担行為：債務負担行為に基づく支出予定額(地方債を財源とできる地方財政法第5条各号に定める経費等に係るもの)
- ・③公営企業債等繰入見込額：一般会計等以外の会計(公営企業会計等)の地方債の元金償還に充てるため、一般会計等からの繰入れが必要と見込まれる額
- ・④組合等負担等見込額：当該市町村が加入する一部事務組合等の地方債の元金償還に充てるため、当該市町村からの負担等が必要と見込まれる額
- ・⑤退職手当負担見込額：退職手当支給予定額(全職員が前年度末に自己都合退職すると仮定した場合の要支給額)のうち、一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額
- ・⑥負担見込額[地方道路公社]、⑦負担見込額[土地開発公社]、⑧負担見込額[第三セクター等]、⑨負担見込額[地方独法]
：地方公共団体が設立した一定の法人の負債の額やその者のために債務を負担している場合の当該債務の額のうち、当該法人等の財務・経営状況を勘案して一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額
- ・⑩連結実質赤字額：地方公共団体の一般会計等及び公営事業会計における連結ベースでの実質赤字額
- ・⑪組合等連結実質赤字額：一部事務組合等の連結実質赤字相当額のうち、一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額

◎ 将来負担比率の状況と推移

将来負担比率	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
		64.2%	22.0%	51.5%	50.5%

○ 将来負担比率は、地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものも含め、その地方公共団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の額を、その団体の標準財政規模を基本とした額(※)と比べたときの率をいいます。

(※ 標準財政規模から、元利償還金等のうち普通交付税において基準財政需要額に算入されている額を控除した額。下の算定式を参照。)

○ 将来負担比率は、以下に示す算式で算定します。

・平成22年度決算数値に基づく将来負担比率の場合(小数第2位以下切捨て)

$$\begin{array}{c}
 \text{平成22年度} \\
 \text{将来負担比率} \\
 = \\
 \frac{\text{将来負担額(A)} \quad 10,690,946 \quad - \quad \text{充当可能財源等(B)} \quad 9,882,520}{\text{標準財政規模(C)} \quad 2,126,949 \quad - \quad \text{算入公債費等の額(D)} \quad 528,770} \\
 = \\
 \frac{\text{実質的な将来負債額(分子)} \quad 808,426}{\text{比較する財政の規模(分母)} \quad 1,598,179} \\
 = \\
 50.5\%
 \end{array}
 \quad (\text{単位:千円、\%})$$

* 将来負担比率は、実質的な将来負債額(分子)が負の場合、該当なしとなる(「-」で表示)。

○ 将来負担比率が何%かということだけでなく、その算出に用いられた各数値の構成要素の内訳について他団体との比較や過去からの推移の把握を行うことで、より詳しい分析が可能になります。

○ 特に「将来負担額(A)」の構成要素の内訳について他団体との比較や過去からの推移の把握を行うことは、地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものも含め、その団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の内容について具体的に分析する上で有益です。

○ 実質的な将来負債額(分子)の内訳について [計算式:「将来負担額(A)」-「充当可能財源等(B)」]

○ 「将来負担額(A)」の内訳 (単位:千円、%)

	H18決算	H19決算	増減率	H20決算	増減率	H21決算	増減率	H22決算	増減率
①地方債の現在高	-	6,893,703	-	7,744,010	12.3	8,769,841	13.2	9,805,966	11.8
②債務負担行為	-	0	-	0		0		0	
③公営企業債等繰入見込額	-	0	-	0		0		0	
④組合等負担等見込額	-	192,968	-	121,327	▲37.1	53,611	▲55.8	27,600	▲48.5
⑤退職手当負担見込額	-	773,446	-	731,221	▲5.5	759,024	3.8	857,380	13.0
⑥負担見込額(地方道路公社)	-	0	-	0		0		0	
⑦負担見込額(土地開発公社)	-	0	-	0		0		0	
⑧負担見込額(第三セクター等)	-	0	-	0		0		0	
⑨負担見込額(地方独法)	-	0	-	0		0		0	
⑩連結実質赤字額	-	0	-	0		0		0	
⑪組合等連結実質赤字額	-	0	-	0		0		0	
将来負担額(A)	-	7,860,117	-	8,596,558	9.4	9,582,476	11.5	10,690,946	11.6

○ 充当可能財源等(B) (単位:千円、%)

	H18決算	H19決算	増減率	H20決算	増減率	H21決算	増減率	H22決算	増減率
充当可能基金	-	2,045,146	-	2,242,788	9.7	1,817,669	▲19.0	1,818,983	0.1
特定歳入〔都市計画税以外〕	-	462,125	-	1,075,315	132.7	1,694,080	57.5	1,969,634	16.3
特定歳入〔都市計画税〕	-	0	-	0		0		0	
交付税算入見込額	-	4,395,802	-	4,952,810	12.7	5,287,976	6.8	6,093,903	15.2
充当可能財源等(B)	-	6,903,073	-	8,270,913	19.8	8,799,725	6.4	9,882,520	12.3

◎ 実質的な将来負債額(分子) (単位:千円、%)

(A)-(B)[算定の分子]	H18決算	H19決算	増減率	H20決算	増減率	H21決算	増減率	H22決算	増減率
実質的な将来負債額	-	957,044	-	325,645	▲68.0	782,751	140.4	808,426	3.3

◎ 将来負担比率の状況と推移

○比較する財政の規模(分母)の内訳について【計算式:「標準財政規模(C)」-「算入公債費等の額(D)」】

○ 標準財政規模(C)、算入公債費等の額(D)

(単位:千円、%)

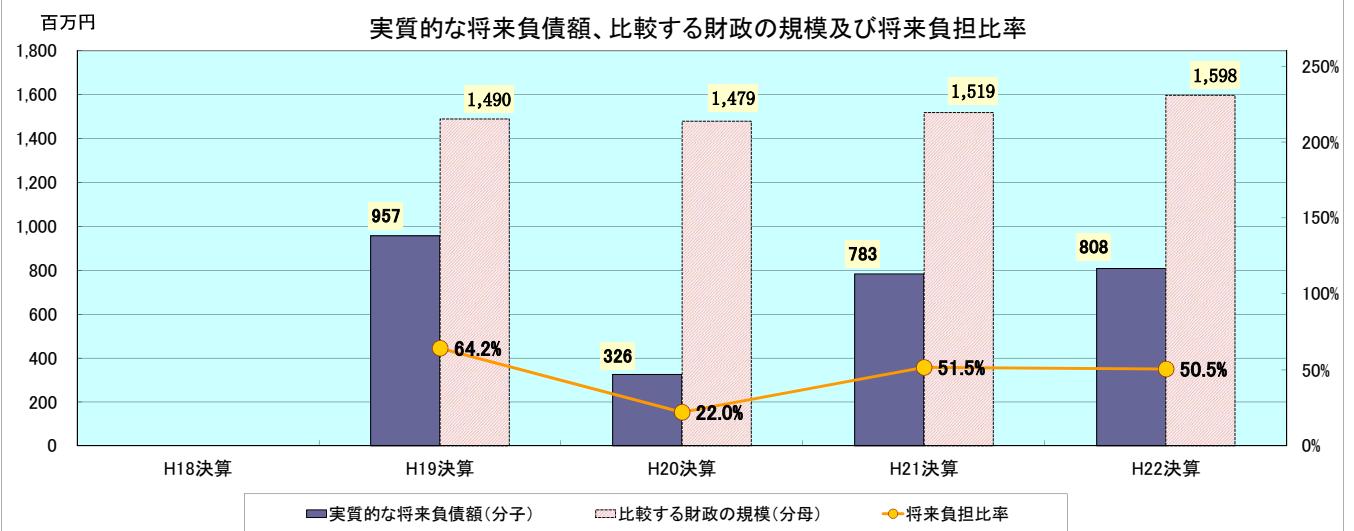
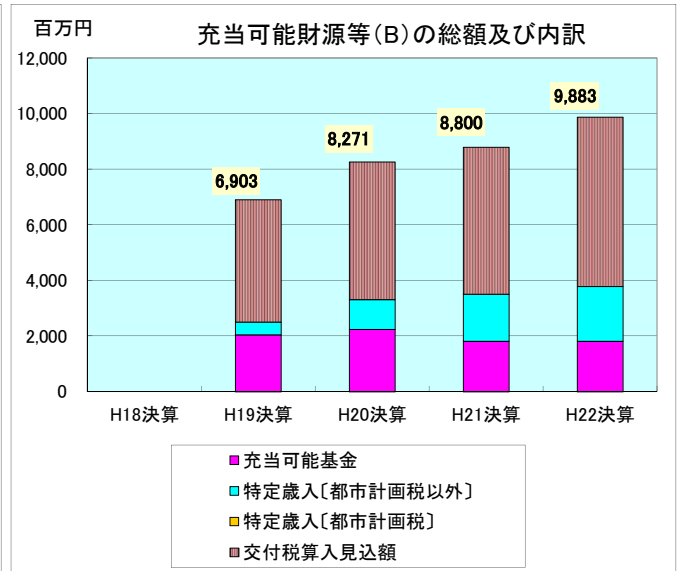
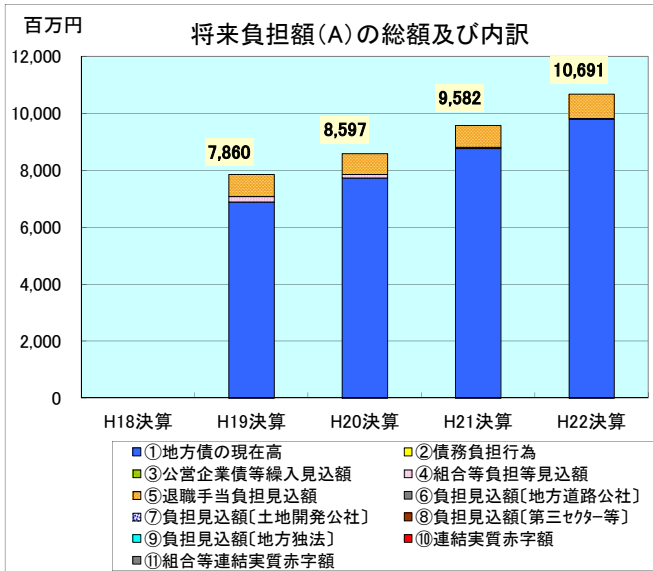
	H18決算	H19決算	増減率	H20決算	増減率	H21決算	増減率	H22決算	増減率
標準財政規模(C)	—	2,025,731	—	2,002,247	▲1.2	2,044,347	2.1	2,126,949	4.0
算入公債費等の額(D)	—	535,391	—	523,102	▲2.3	525,428	0.4	528,770	0.6

◎ 比較する財政の規模(分母)

(単位:千円、%)

(C)-(D)[算定の分母]	H18決算	H19決算	増減率	H20決算	増減率	H21決算	増減率	H22決算	増減率
比較する財政の規模	—	1,490,340	—	1,479,145	▲0.8	1,518,919	2.7	1,598,179	5.2

○ 経年推移グラフ



○用語解説

- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・①地方債の現在高：一般会計等の前年度末における地方債現在高
- ・②債務負担行為：債務負担行為に基づく支出予定額(地方債を財源とできる地方財政法第5条各号に定める経費等に係るもの)
- ・③公営企業債等繰入見込額：一般会計等以外の会計(公営企業会計等)の地方債の元金償還に充てるため、一般会計等からの繰入れが必要と見込まれる額
- ・④組合等負担等見込額：当該市町村が加入する一部事務組合等の地方債の元金償還に充てるため、当該市町村からの負担等が必要と見込まれる額
- ・⑤退職手当負担見込額：退職手当支給予定額(全職員が前年度末に自己都合退職すると仮定した場合の要支給額)のうち、一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額
- ・⑥負担見込額[地方道路公社]、⑦負担見込額[土地開発公社]、⑧負担見込額[第三セクター等]、⑨負担見込額[地方独法]
：地方公共団体が設立した一定の法人の負債の額やその者のために債務を負担している場合の当該債務の額のうち、当該法人等の財務・経営状況を勘案して一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額
- ・⑩連結実質赤字額：地方公共団体の一般会計等及び公営事業会計における連結ベースでの実質赤字額
- ・⑪組合等連結実質赤字額：一部事務組合等の連結実質赤字相当額のうち、一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額

◎ 将来負担比率の状況と推移

将来負担比率	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
		—	—	—	—

○ 将来負担比率は、地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものも含め、その地方公共団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の額を、その団体の標準財政規模を基本とした額(※)と比べたときの率をいいます。

(※ 標準財政規模から、元利償還金等のうち普通交付税において基準財政需要額に算入されている額を控除した額。下の算定式を参照。)

○ 将来負担比率は、以下に示す算式で算定します。

・平成22年度決算数値に基づく将来負担比率の場合(小数第2位以下切捨て)

$$\begin{array}{c}
 \text{平成22年度} \\
 \text{将来負担比率} \\
 = \\
 \frac{\text{将来負担額(A)} \quad 2,058,574}{\text{標準財政規模(C)} \quad 1,461,990} - \frac{\text{充当可能財源等(B)} \quad 4,789,192}{\text{算入公債費等の額(D)} \quad 212,957} = \frac{\text{実質的な将来負債額(分子)} \quad \blacktriangle 2,730,618}{\text{比較する財政の規模(分母)} \quad 1,249,033} = \text{—}
 \end{array}$$

(単位:千円、%)

* 将来負担比率は、実質的な将来負債額(分子)が負の場合、該当なしとなる(「—」で表示)。

○ 将来負担比率が何%かということだけでなく、その算出に用いられた各数値の構成要素の内訳について他団体との比較や過去からの推移の把握を行うことで、より詳しい分析が可能になります。

○ 特に「将来負担額(A)」の構成要素の内訳について他団体との比較や過去からの推移の把握を行うことは、地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものも含め、その団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の内容について具体的に分析する上で有益です。

○ 実質的な将来負債額(分子)の内訳について [計算式:「将来負担額(A)」-「充当可能財源等(B)」]

○ 「将来負担額(A)」の内訳 (単位:千円、%)

	H18決算	H19決算	増減率	H20決算	増減率	H21決算	増減率	H22決算	増減率
①地方債の現在高	—	1,784,305	—	1,764,333	▲ 1.1	1,709,827	▲ 3.1	1,625,111	▲ 5.0
②債務負担行為	—	0	—	0		0		0	
③公営企業債等繰入見込額	—	0	—	0		0		8,005	皆増
④組合等負担等見込額	—	135,569	—	89,790	▲ 33.8	36,955	▲ 58.8	18,822	▲ 49.1
⑤退職手当負担見込額	—	421,352	—	380,380	▲ 9.7	420,858	10.6	406,636	▲ 3.4
⑥負担見込額(地方道路公社)	—	0	—	0		0		0	
⑦負担見込額(土地開発公社)	—	0	—	0		0		0	
⑧負担見込額(第三セクター等)	—	0	—	0		0		0	
⑨負担見込額(地方独法)	—	0	—	0		0		0	
⑩連結実質赤字額	—	0	—	0		0		0	
⑪組合等連結実質赤字額	—	0	—	0		0		0	
将来負担額(A)	—	2,341,226	—	2,234,503	▲ 4.6	2,167,640	▲ 3.0	2,058,574	▲ 5.0

○ 充当可能財源等(B) (単位:千円、%)

	H18決算	H19決算	増減率	H20決算	増減率	H21決算	増減率	H22決算	増減率
充当可能基金	—	2,570,837	—	2,799,997	8.9	2,984,650	6.6	2,847,692	▲ 4.6
特定歳入〔都市計画税以外〕	—	41,441	—	29,440	▲ 29.0	18,293	▲ 37.9	17,483	▲ 4.4
特定歳入〔都市計画税〕	—	0	—	0		0		0	
交付税算入見込額	—	2,048,078	—	1,973,110	▲ 3.7	1,923,018	▲ 2.5	1,924,017	0.1
充当可能財源等(B)	—	4,660,356	—	4,802,547	3.1	4,925,961	2.6	4,789,192	▲ 2.8

◎ 実質的な将来負債額(分子) (単位:千円、%)

(A)-(B)[算定の分子]	H18決算	H19決算	増減率	H20決算	増減率	H21決算	増減率	H22決算	増減率
実質的な将来負債額	—	▲ 2,319,130	—	▲ 2,568,044		▲ 2,758,321		▲ 2,730,618	

◎ 将来負担比率の状況と推移

○ 比較する財政の規模(分母)の内訳について【計算式:「標準財政規模(C)」-「算入公債費等の額(D)」】

○ 標準財政規模(C)、算入公債費等の額(D)

(単位:千円、%)

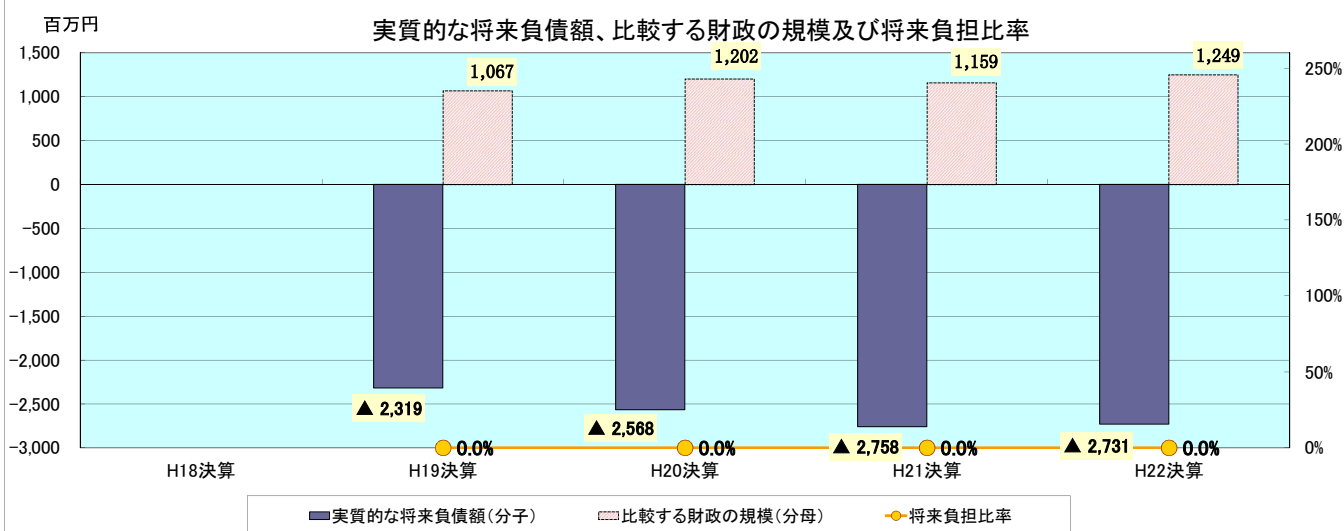
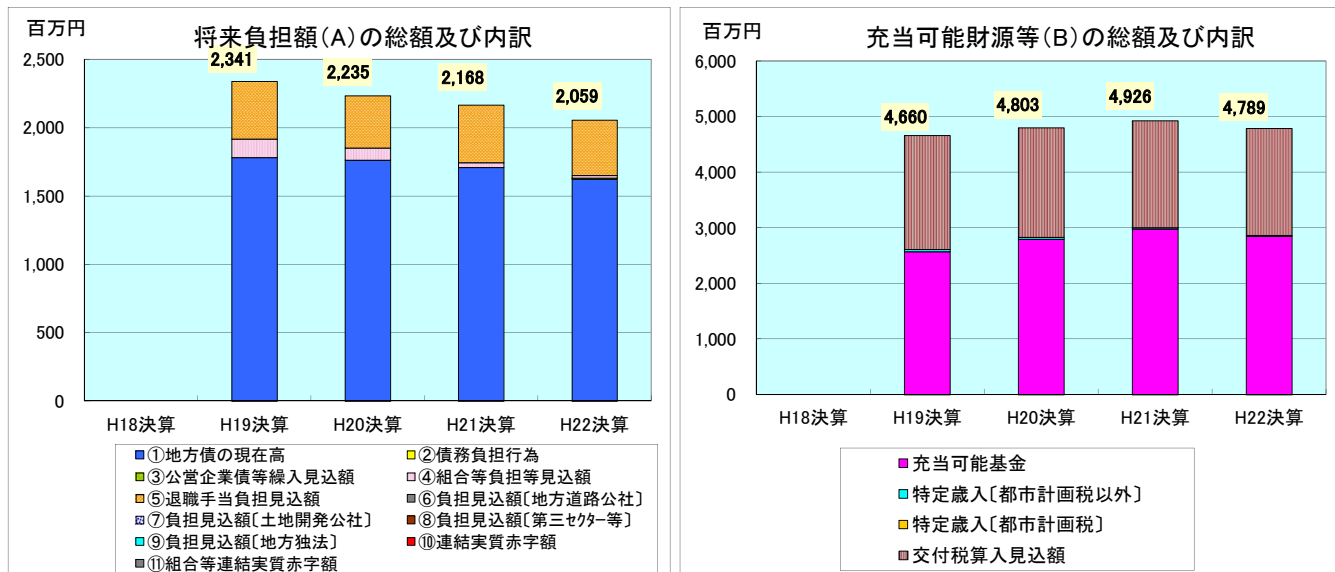
	H18決算	H19決算	増減率	H20決算	増減率	H21決算	増減率	H22決算	増減率
標準財政規模(C)	—	1,376,009	—	1,506,190	9.5	1,417,755	▲5.9	1,461,990	3.1
算入公債費等の額(D)	—	309,246	—	303,934	▲1.7	258,389	▲15.0	212,957	▲17.6

◎ 比較する財政の規模(分母)

(単位:千円、%)

(C)-(D)[算定の分母]	H18決算	H19決算	増減率	H20決算	増減率	H21決算	増減率	H22決算	増減率
比較する財政の規模	—	1,066,763	—	1,202,256	12.7	1,159,366	▲3.6	1,249,033	7.7

○ 経年推移グラフ



○用語解説

- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・①地方債の現在高：一般会計等の前年度末における地方債現在高
- ・②債務負担行為：債務負担行為に基づく支出予定額(地方債を財源とできる地方財政法第5条各号に定める経費等に係るもの)
- ・③公営企業債等繰入見込額：一般会計等以外の会計(公営企業会計等)の地方債の元金償還に充てるため、一般会計等からの繰入れが必要と見込まれる額
- ・④組合等負担等見込額：当該市町村が加入する一部事務組合等の地方債の元金償還に充てるため、当該市町村からの負担等が必要と見込まれる額
- ・⑤退職手当負担見込額：退職手当支給予定額(全職員が前年度末に自己都合退職すると仮定した場合の要支給額)のうち、一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額
- ・⑥負担見込額[地方道路公社]、⑦負担見込額[土地開発公社]、⑧負担見込額[第三セクター等]、⑨負担見込額[地方独法]
：地方公共団体が設立した一定の法人の負債の額やその者のために債務を負担している場合の当該債務の額のうち、当該法人等の財務・経営状況を勘案して一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額
- ・⑩連結実質赤字額：地方公共団体の一般会計等及び公営事業会計における連結ベースでの実質赤字額
- ・⑪組合等連結実質赤字額：一部事務組合等の連結実質赤字相当額のうち、一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額

◎ 将来負担比率の状況と推移

将来負担比率	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
			—	—	—

○ 将来負担比率は、地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものも含め、その地方公共団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の額を、その団体の標準財政規模を基本とした額(※)と比べたときの率をいいます。

(※ 標準財政規模から、元利償還金等のうち普通交付税において基準財政需要額に算入されている額を控除した額。下の算定式を参照。)

○ 将来負担比率は、以下に示す算式で算定します。

・平成22年度決算数値に基づく将来負担比率の場合(小数第2位以下切捨て)

$$\begin{array}{r}
 \text{平成22年度} \\
 \text{将来負担比率} \\
 = \\
 \frac{\text{将来負担額(A)} \quad 26,664,984}{\text{標準財政規模(C)} \quad 7,864,379} - \frac{\text{充当可能財源等(B)} \quad 31,098,362}{\text{算入公債費等の額(D)} \quad 1,627,769} = \frac{\text{実質的な将来負債額(分子)} \quad \blacktriangle 4,433,378}{\text{比較する財政の規模(分母)} \quad 6,236,610} = \text{—}
 \end{array}
 \quad (\text{単位:千円、\%})$$

* 将来負担比率は、実質的な将来負債額(分子)が負の場合、該当なしとなる(「—」で表示)。

○ 将来負担比率が何%かということだけでなく、その算出に用いられた各数値の構成要素の内訳について他団体との比較や過去からの推移の把握を行うことで、より詳しい分析が可能になります。

○ 特に「将来負担額(A)」の構成要素の内訳について他団体との比較や過去からの推移の把握を行うことは、地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものも含め、その団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の内容について具体的に分析する上で有益です。

○ 実質的な将来負債額(分子)の内訳について [計算式:「将来負担額(A)」-「充当可能財源等(B)」]

○ 「将来負担額(A)」の内訳

(単位:千円、%)

	H18決算	H19決算	増減率	H20決算	増減率	H21決算	増減率	H22決算	増減率
①地方債の現在高	—	24,285,515	—	23,240,414	▲ 4.3	22,674,965	▲ 2.4	22,305,613	▲ 1.6
②債務負担行為	—	0	—	1,652	皆増	0	皆減	0	
③公営企業債等繰入見込額	—	91,873	—	93,003	1.2	93,527	0.6	93,097	▲ 0.5
④組合等負担等見込額	—	675,956	—	792,011	17.2	1,282,853	62.0	1,200,284	▲ 6.4
⑤退職手当負担見込額	—	2,918,955	—	2,508,395	▲ 14.1	3,017,332	20.3	3,065,990	1.6
⑥負担見込額(地方道路公社)	—	0	—	0		0		0	
⑦負担見込額(土地開発公社)	—	0	—	0		0		0	
⑧負担見込額(第三セクター等)	—	0	—	0		0		0	
⑨負担見込額(地方独法)	—	0	—	0		0		0	
⑩連結実質赤字額	—	0	—	0		0		0	
⑪組合等連結実質赤字額	—	0	—	0		0		0	
将来負担額(A)	—	27,972,299	—	26,635,475	▲ 4.8	27,068,677	1.6	26,664,984	▲ 1.5

○ 充当可能財源等(B)

(単位:千円、%)

	H18決算	H19決算	増減率	H20決算	増減率	H21決算	増減率	H22決算	増減率
充当可能基金	—	10,847,523	—	11,682,796	7.7	11,660,226	▲ 0.2	12,224,992	4.8
特定歳入〔都市計画税以外〕	—	3,104,848	—	3,047,033	▲ 1.9	3,134,675	2.9	3,094,025	▲ 1.3
特定歳入〔都市計画税〕	—	0	—	0		0		0	
交付税算入見込額	—	15,520,591	—	15,112,586	▲ 2.6	14,737,761	▲ 2.5	15,779,345	7.1
充当可能財源等(B)	—	29,472,962	—	29,842,415	1.3	29,532,662	▲ 1.0	31,098,362	5.3

◎ 実質的な将来負債額(分子)

(単位:千円、%)

(A)-(B)[算定の分子]	H18決算	H19決算	増減率	H20決算	増減率	H21決算	増減率	H22決算	増減率
実質的な将来負債額	—	▲ 1,500,663	—	▲ 3,206,940		▲ 2,463,985		▲ 4,433,378	

◎ 将来負担比率の状況と推移

○ 比較する財政の規模(分母)の内訳について【計算式:「標準財政規模(C)」-「算入公債費等の額(D)」】

○ 標準財政規模(C)、算入公債費等の額(D)

(単位:千円、%)

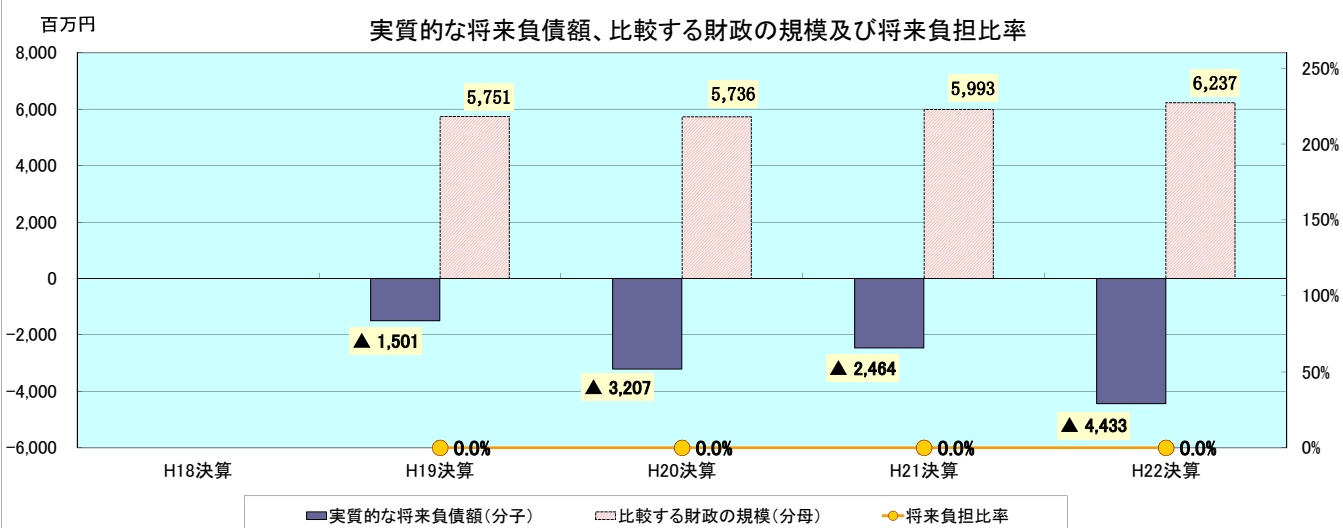
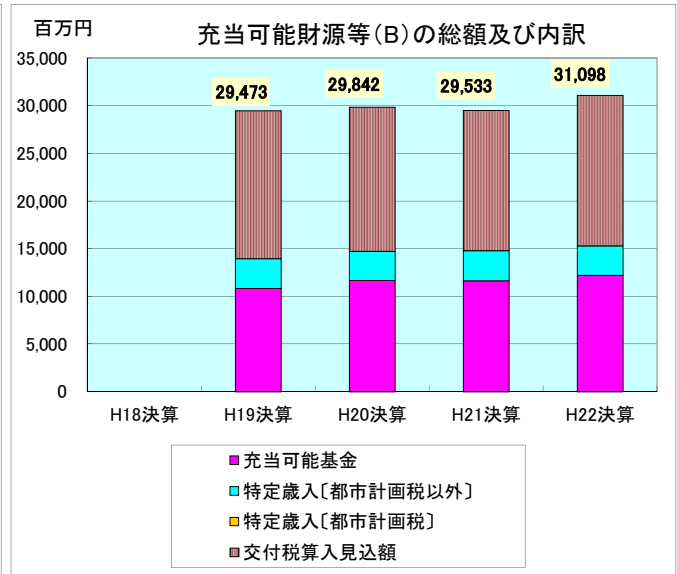
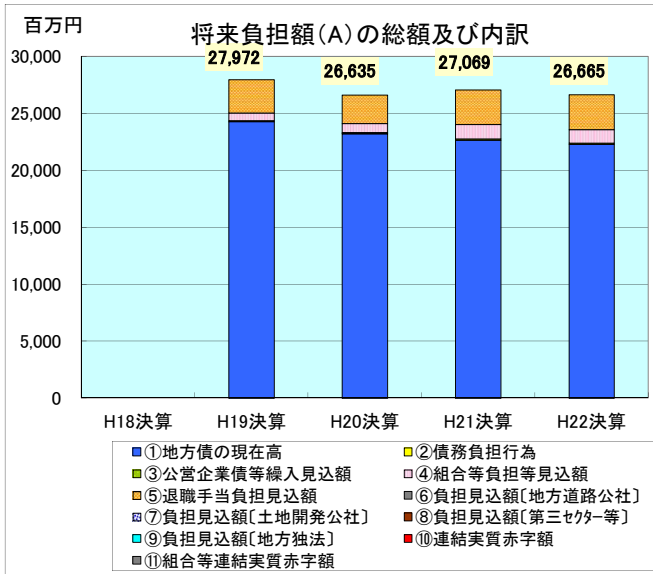
	H18決算	H19決算	増減率	H20決算	増減率	H21決算	増減率	H22決算	増減率
標準財政規模(C)	—	7,180,040	—	7,365,502	2.6	7,589,818	3.0	7,864,379	3.6
算入公債費等の額(D)	—	1,429,356	—	1,629,170	14.0	1,597,164	▲2.0	1,627,769	1.9

◎ 比較する財政の規模(分母)

(単位:千円、%)

(C)-(D)[算定の分母]	H18決算	H19決算	増減率	H20決算	増減率	H21決算	増減率	H22決算	増減率
比較する財政の規模	—	5,750,684	—	5,736,332	▲0.2	5,992,654	4.5	6,236,610	4.1

○ 経年推移グラフ



○ 用語解説

- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・①地方債の現在高：一般会計等の前年度末における地方債現在高
- ・②債務負担行為：債務負担行為に基づく支出予定額(地方債を財源とできる地方財政法第5条各号に定める経費等に係るもの)
- ・③公営企業債等繰入見込額：一般会計等以外の会計(公営企業会計等)の地方債の元金償還に充てるため、一般会計等からの繰入れが必要と見込まれる額
- ・④組合等負担等見込額：当該市町村が加入する一部事務組合等の地方債の元金償還に充てるため、当該市町村からの負担等が必要と見込まれる額
- ・⑤退職手当負担見込額：退職手当支給予定額(全職員が前年度末に自己都合退職すると仮定した場合の要支給額)のうち、一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額
- ・⑥負担見込額[地方道路公社]、⑦負担見込額[土地開発公社]、⑧負担見込額[第三セクター等]、⑨負担見込額[地方独法]
：地方公共団体が設立した一定の法人の負債の額やその者のために債務を負担している場合の当該債務の額のうち、当該法人等の財務・経営状況を勘案して一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額
- ・⑩連結実質赤字額：地方公共団体の一般会計等及び公営事業会計における連結ベースでの実質赤字額
- ・⑪組合等連結実質赤字額：一部事務組合等の連結実質赤字相当額のうち、一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額

◎ 将来負担比率の状況と推移

将来負担比率	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
		89.4%	97.2%	86.7%	99.4%

○ 将来負担比率は、地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものも含め、その地方公共団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の額を、その団体の標準財政規模を基本とした額(※)と比べたときの率をいいます。

(※ 標準財政規模から、元利償還金等のうち普通交付税において基準財政需要額に算入されている額を控除した額。下の算定式を参照。)

○ 将来負担比率は、以下に示す算式で算定します。

・平成22年度決算数値に基づく将来負担比率の場合(小数第2位以下切捨て)

$$\begin{array}{r}
 \text{平成22年度} \\
 \text{将来負担比率} \\
 = \frac{\text{将来負担額(A)} \quad 23,047,198 - \text{充当可能財源等(B)} \quad 15,374,036}{\text{標準財政規模(C)} \quad 8,500,556 - \text{算入公債費等の額(D)} \quad 785,116} = \frac{\text{実質的な将来負債額(分子)} \quad 7,673,162}{\text{比較する財政の規模(分母)} \quad 7,715,440} = 99.4\%
 \end{array}$$

(単位:千円、%)

* 将来負担比率は、実質的な将来負債額(分子)が負の場合、該当なしとなる(「-」で表示)。

○ 将来負担比率が何%かということだけでなく、その算出に用いられた各数値の構成要素の内訳について他団体との比較や過去からの推移の把握を行うことで、より詳しい分析が可能になります。

○ 特に「将来負担額(A)」の構成要素の内訳について他団体との比較や過去からの推移の把握を行うことは、地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものも含め、その団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の内容について具体的に分析する上で有益です。

○ 実質的な将来負債額(分子)の内訳について [計算式:「将来負担額(A)」-「充当可能財源等(B)」]

○ 「将来負担額(A)」の内訳 (単位:千円、%)

	H18決算	H19決算	増減率	H20決算	増減率	H21決算	増減率	H22決算	増減率
①地方債の現在高	-	13,376,810	-	13,373,352	0.0	13,260,788	▲ 0.8	13,951,800	5.2
②債務負担行為	-	420,501	-	337,865	▲ 19.7	264,655	▲ 21.7	201,098	▲ 24.0
③公営企業債等繰入見込額	-	5,240,395	-	5,627,559	7.4	5,914,426	5.1	5,544,283	▲ 6.3
④組合等負担等見込額	-	0	-	0		0		0	
⑤退職手当負担見込額	-	3,099,254	-	3,071,685	▲ 0.9	2,981,351	▲ 2.9	3,006,782	0.9
⑥負担見込額(地方道路公社)	-	0	-	0		0		0	
⑦負担見込額(土地開発公社)	-	493,328	-	365,862	▲ 25.8	350,324	▲ 4.2	343,235	▲ 2.0
⑧負担見込額(第三セクター等)	-	0	-	0		0		0	
⑨負担見込額(地方独法)	-	0	-	0		0		0	
⑩連結実質赤字額	-	0	-	0		0		0	
⑪組合等連結実質赤字額	-	0	-	0		0		0	
将来負担額(A)	-	22,630,288	-	22,776,323	0.6	22,771,544	0.0	23,047,198	1.2

○ 充当可能財源等(B) (単位:千円、%)

	H18決算	H19決算	増減率	H20決算	増減率	H21決算	増減率	H22決算	増減率
充当可能基金	-	4,877,564	-	5,009,387	2.7	5,043,856	0.7	5,060,450	0.3
特定歳入〔都市計画税以外〕	-	629,124	-	599,080	▲ 4.8	556,945	▲ 7.0	522,336	▲ 6.2
特定歳入〔都市計画税〕	-	0	-	0		0		0	
交付税算入見込額	-	8,292,731	-	9,502,242	14.6	9,784,796	3.0	9,791,250	0.1
充当可能財源等(B)	-	13,799,419	-	15,110,709	9.5	15,385,597	1.8	15,374,036	▲ 0.1

◎ 実質的な将来負債額(分子) (単位:千円、%)

(A)-(B)[算定の分子]	H18決算	H19決算	増減率	H20決算	増減率	H21決算	増減率	H22決算	増減率
実質的な将来負債額	-	8,830,869	-	7,665,614	▲ 13.2	7,385,947	▲ 3.6	7,673,162	3.9

◎ 将来負担比率の状況と推移

○ 比較する財政の規模(分母)の内訳について [計算式:「標準財政規模(C)」-「算入公債費等の額(D)」]

○ 標準財政規模(C)、算入公債費等の額(D)

(単位:千円、%)

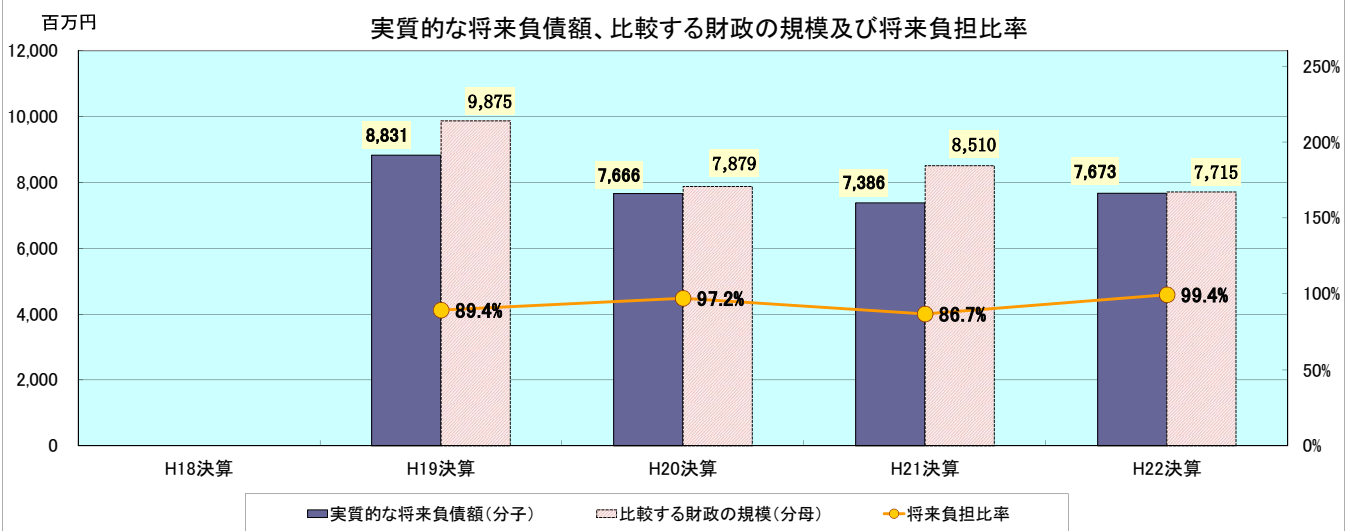
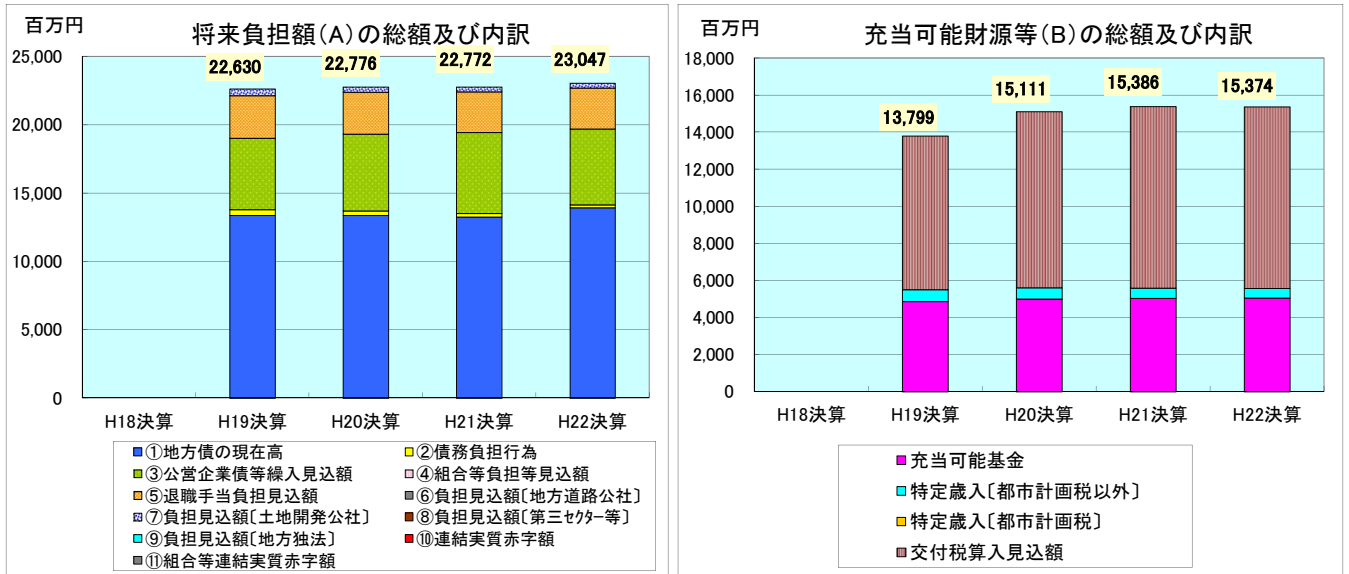
	H18決算	H19決算	増減率	H20決算	増減率	H21決算	増減率	H22決算	増減率
標準財政規模(C)	—	10,547,350	—	8,595,233	▲18.5	9,278,073	7.9	8,500,556	▲8.4
算入公債費等の額(D)	—	672,205	—	716,107	6.5	768,252	7.3	785,116	2.2

◎ 比較する財政の規模(分母)

(単位:千円、%)

(C)-(D)[算定の分母]	H18決算	H19決算	増減率	H20決算	増減率	H21決算	増減率	H22決算	増減率
比較する財政の規模	—	9,875,145	—	7,879,126	▲20.2	8,509,821	8.0	7,715,440	▲9.3

○ 経年推移グラフ



○用語解説

- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・①地方債の現在高：一般会計等の前年度末における地方債現在高
- ・②債務負担行為：債務負担行為に基づく支出予定額(地方債を財源とできる地方財政法第5条各号に定める経費等に係るもの)
- ・③公営企業債等繰入見込額：一般会計等以外の会計(公営企業会計等)の地方債の元金償還に充てるため、一般会計等からの繰入れが必要と見込まれる額
- ・④組合等負担等見込額：当該市町村が加入する一部事務組合等の地方債の元金償還に充てるため、当該市町村からの負担等が必要と見込まれる額
- ・⑤退職手当負担見込額：退職手当支給予定額(全職員が前年度末に自己都合退職すると仮定した場合の要支給額)のうち、一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額
- ・⑥負担見込額[地方道路公社]、⑦負担見込額[土地開発公社]、⑧負担見込額[第三セクター等]、⑨負担見込額[地方独法]
：地方公共団体が設立した一定の法人の負債の額やその者のために債務を負担している場合の当該債務の額のうち、当該法人等の財務・経営状況を勘案して一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額
- ・⑩連結実質赤字額：地方公共団体の一般会計等及び公営事業会計における連結ベースでの実質赤字額
- ・⑪組合等連結実質赤字額：一部事務組合等の連結実質赤字相当額のうち、一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額

◎ 将来負担比率の状況と推移

将来負担比率	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
		67.8%	63.4%	50.5%	30.3%

○ 将来負担比率は、地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものも含め、その地方公共団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の額を、その団体の標準財政規模を基本とした額(※)と比べたときの率をいいます。

(※ 標準財政規模から、元利償還金等のうち普通交付税において基準財政需要額に算入されている額を控除した額。下の算定式を参照。)

○ 将来負担比率は、以下に示す算式で算定します。

・平成22年度決算数値に基づく将来負担比率の場合(小数第2位以下切捨て)

$$\begin{array}{c}
 \text{平成22年度} \\
 \text{将来負担比率} \\
 = \frac{\text{将来負担額(A)} \quad 17,049,482 \quad - \quad \text{充当可能財源等(B)} \quad 15,129,617}{\text{標準財政規模(C)} \quad 7,147,077 \quad - \quad \text{算入公債費等の額(D)} \quad 829,447} \\
 = \frac{\text{実質的な将来負債額(分子)} \quad 1,919,865}{\text{比較する財政の規模(分母)} \quad 6,317,630} = 30.3\%
 \end{array}$$

(単位:千円、%)

* 将来負担比率は、実質的な将来負債額(分子)が負の場合、該当なしとなる(「-」で表示)。

○ 将来負担比率が何%かということだけでなく、その算出に用いられた各数値の構成要素の内訳について他団体との比較や過去からの推移の把握を行うことで、より詳しい分析が可能になります。

○ 特に「将来負担額(A)」の構成要素の内訳について他団体との比較や過去からの推移の把握を行うことは、地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものも含め、その団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の内容について具体的に分析する上で有益です。

○ 実質的な将来負債額(分子)の内訳について [計算式:「将来負担額(A)」-「充当可能財源等(B)」]

○ 「将来負担額(A)」の内訳

(単位:千円、%)

	H18決算	H19決算	増減率	H20決算	増減率	H21決算	増減率	H22決算	増減率
①地方債の現在高	-	10,585,046	-	10,151,017	▲ 4.1	10,045,607	▲ 1.0	10,002,872	▲ 0.4
②債務負担行為	-	396,688	-	419,977	5.9	383,006	▲ 8.8	340,132	▲ 11.2
③公営企業債等繰入見込額	-	1,974,700	-	2,476,241	25.4	2,708,092	9.4	3,177,587	17.3
④組合等負担等見込額	-	453,211	-	444,552	▲ 1.9	395,026	▲ 11.1	353,161	▲ 10.6
⑤退職手当負担見込額	-	2,797,795	-	3,207,325	14.6	3,170,473	▲ 1.1	3,175,730	0.2
⑥負担見込額(地方道路公社)	-	0	-	0		0		0	
⑦負担見込額(土地開発公社)	-	0	-	0		0		0	
⑧負担見込額(第三セクター等)	-	0	-	0		0		0	
⑨負担見込額(地方独法)	-	0	-	0		0		0	
⑩連結実質赤字額	-	0	-	0		0		0	
⑪組合等連結実質赤字額	-	0	-	0		0		0	
将来負担額(A)	-	16,207,440	-	16,699,112	3.0	16,702,204	0.0	17,049,482	2.1

○ 充当可能財源等(B)

(単位:千円、%)

	H18決算	H19決算	増減率	H20決算	増減率	H21決算	増減率	H22決算	増減率
充当可能基金	-	3,584,189	-	4,054,604	13.1	4,543,666	12.1	5,540,756	21.9
特定歳入〔都市計画税以外〕	-	735,171	-	577,045	▲ 21.5	545,502	▲ 5.5	712,073	30.5
特定歳入〔都市計画税〕	-	0	-	0		0		0	
交付税算入見込額	-	8,069,038	-	8,416,028	4.3	8,582,109	2.0	8,876,788	3.4
充当可能財源等(B)	-	12,388,398	-	13,047,677	5.3	13,671,277	4.8	15,129,617	10.7

◎ 実質的な将来負債額(分子)

(単位:千円、%)

(A)-(B)[算定の分子]	H18決算	H19決算	増減率	H20決算	増減率	H21決算	増減率	H22決算	増減率
実質的な将来負債額	-	3,819,042	-	3,651,435	▲ 4.4	3,030,927	▲ 17.0	1,919,865	▲ 36.7

◎ 将来負担比率の状況と推移

○ 比較する財政の規模(分母)の内訳について [計算式:「標準財政規模(C)」-「算入公債費等の額(D)」]

○ 標準財政規模(C)、算入公債費等の額(D)

(単位:千円、%)

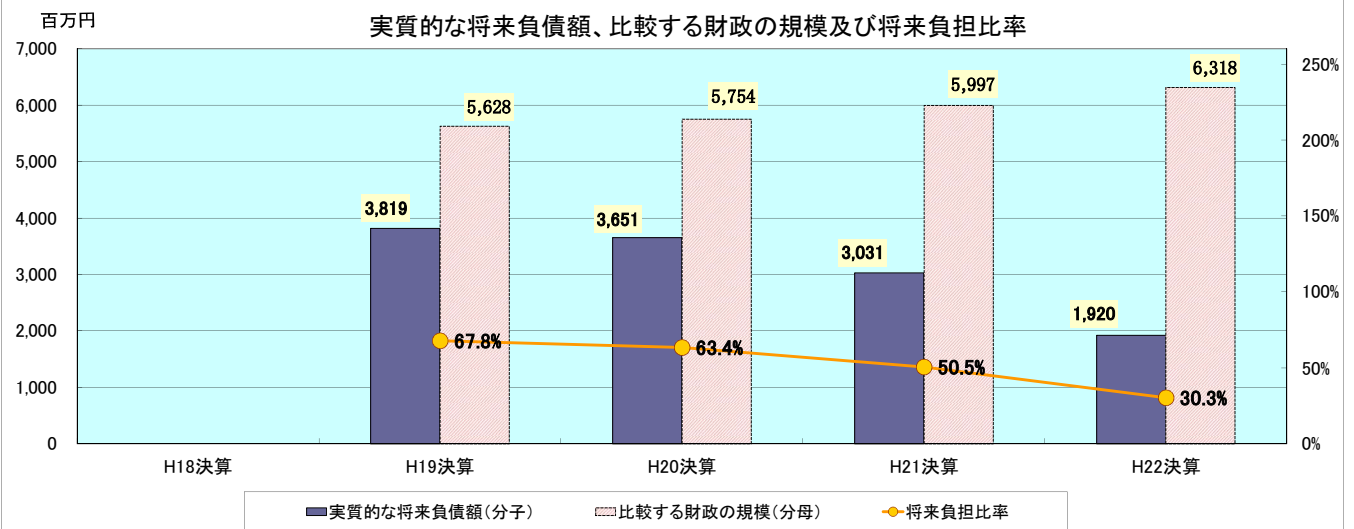
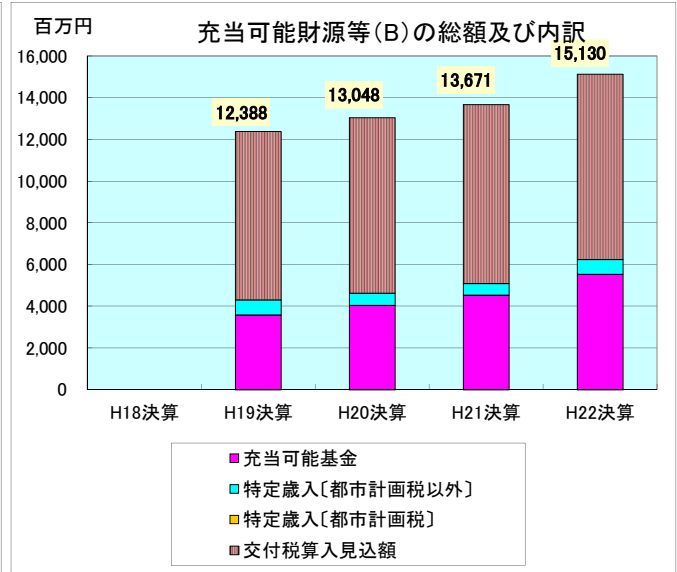
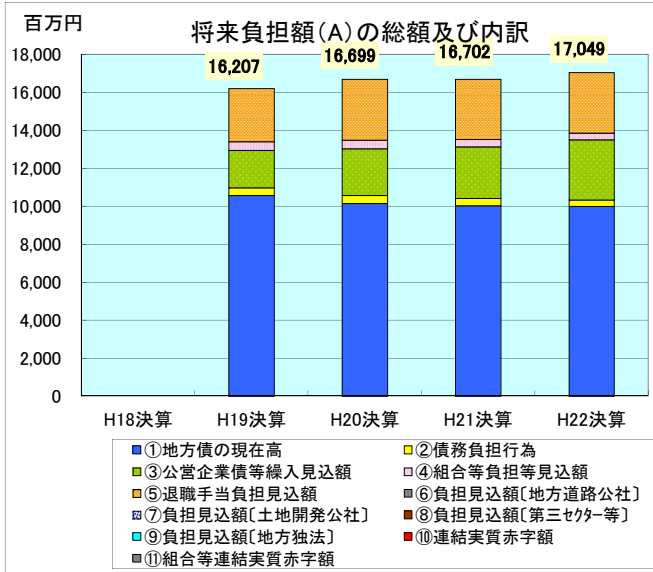
	H18決算	H19決算	増減率	H20決算	増減率	H21決算	増減率	H22決算	増減率
標準財政規模(C)	—	6,423,184	—	6,510,839	1.4	6,793,075	4.3	7,147,077	5.2
算入公債費等の額(D)	—	795,171	—	756,682	▲4.8	796,119	5.2	829,447	4.2

◎ 比較する財政の規模(分母)

(単位:千円、%)

(C)-(D)[算定の分母]	H18決算	H19決算	増減率	H20決算	増減率	H21決算	増減率	H22決算	増減率
比較する財政の規模	—	5,628,013	—	5,754,157	2.2	5,996,956	4.2	6,317,630	5.3

○ 経年推移グラフ



○用語解説

- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・①地方債の現在高：一般会計等の前年度末における地方債現在高
- ・②債務負担行為：債務負担行為に基づく支出予定額(地方債を財源とできる地方財政法第5条各号に定める経費等に係るもの)
- ・③公営企業債等繰入見込額：一般会計等以外の会計(公営企業会計等)の地方債の元金償還に充てるため、一般会計等からの繰入れが必要と見込まれる額
- ・④組合等負担等見込額：当該市町村が加入する一部事務組合等の地方債の元金償還に充てるため、当該市町村からの負担等が必要と見込まれる額
- ・⑤退職手当負担見込額：退職手当支給予定額(全職員が前年度末に自己都合退職すると仮定した場合の要支給額)のうち、一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額
- ・⑥負担見込額[地方道路公社]、⑦負担見込額[土地開発公社]、⑧負担見込額[第三セクター等]、⑨負担見込額[地方独法]
：地方公共団体が設立した一定の法人の負債の額やその者のために債務を負担している場合の当該債務の額のうち、当該法人等の財務・経営状況を勘案して一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額
- ・⑩連結実質赤字額：地方公共団体の一般会計等及び公営事業会計における連結ベースでの実質赤字額
- ・⑪組合等連結実質赤字額：一部事務組合等の連結実質赤字相当額のうち、一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額

◎ 将来負担比率の状況と推移

将来負担比率	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
		11.7%	11.4%	16.1%	9.8%

○ 将来負担比率は、地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものも含め、その地方公共団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の額を、その団体の標準財政規模を基本とした額(※)と比べたときの率をいいます。

(※ 標準財政規模から、元利償還金等のうち普通交付税において基準財政需要額に算入されている額を控除した額。下の算定式を参照。)

○ 将来負担比率は、以下に示す算式で算定します。

・平成22年度決算数値に基づく将来負担比率の場合(小数第2位以下切捨て)

$$\begin{array}{c}
 \text{平成22年度} \\
 \text{将来負担比率} \\
 = \\
 \frac{\text{将来負担額(A)} \quad 5,376,487}{\text{標準財政規模(C)} \quad 1,973,535} - \frac{\text{充当可能財源等(B)} \quad 5,200,528}{\text{算入公債費等の額(D)} \quad 183,809} = \frac{\text{実質的な将来負債額(分子)} \quad 175,959}{\text{比較する財政の規模(分母)} \quad 1,789,726} = 9.8\%
 \end{array}$$

(単位:千円、%)

* 将来負担比率は、実質的な将来負債額(分子)が負の場合、該当なしとなる(「-」で表示)。

○ 将来負担比率が何%かということだけでなく、その算出に用いられた各数値の構成要素の内訳について他団体との比較や過去からの推移の把握を行うことで、より詳しい分析が可能になります。

○ 特に「将来負担額(A)」の構成要素の内訳について他団体との比較や過去からの推移の把握を行うことは、地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものも含め、その団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の内容について具体的に分析する上で有益です。

○ 実質的な将来負債額(分子)の内訳について [計算式:「将来負担額(A)」-「充当可能財源等(B)」]

○ 「将来負担額(A)」の内訳 (単位:千円、%)

	H18決算	H19決算	増減率	H20決算	増減率	H21決算	増減率	H22決算	増減率
①地方債の現在高	-	1,882,395	-	1,882,104	0.0	1,937,998	3.0	2,049,536	5.8
②債務負担行為	-	253,782	-	249,164	▲1.8	248,790	▲0.2	233,624	▲6.1
③公営企業債等繰入見込額	-	1,929,944	-	2,055,847	6.5	2,183,850	6.2	2,227,311	2.0
④組合等負担等見込額	-	434,599	-	400,764	▲7.8	364,315	▲9.1	319,908	▲12.2
⑤退職手当負担見込額	-	506,767	-	514,919	1.6	542,794	5.4	546,108	0.6
⑥負担見込額(地方道路公社)	-	0	-	0		0		0	
⑦負担見込額(土地開発公社)	-	0	-	0		0		0	
⑧負担見込額(第三セクター等)	-	0	-	0		0		0	
⑨負担見込額(地方独法)	-	0	-	0		0		0	
⑩連結実質赤字額	-	0	-	0		0		0	
⑪組合等連結実質赤字額	-	0	-	0		0		0	
将来負担額(A)	-	5,007,487	-	5,102,798	1.9	5,277,747	3.4	5,376,487	1.9

○ 充当可能財源等(B) (単位:千円、%)

	H18決算	H19決算	増減率	H20決算	増減率	H21決算	増減率	H22決算	増減率
充当可能基金	-	2,129,613	-	2,258,242	6.0	2,211,698	▲2.1	2,294,142	3.7
特定歳入(都市計画税以外)	-	270,597	-	250,782	▲7.3	216,131	▲13.8	177,624	▲17.8
特定歳入(都市計画税)	-	0	-	0		0		0	
交付税算入見込額	-	2,409,146	-	2,404,128	▲0.2	2,574,401	7.1	2,728,762	6.0
充当可能財源等(B)	-	4,809,356	-	4,913,152	2.2	5,002,230	1.8	5,200,528	4.0

◎ 実質的な将来負債額(分子) (単位:千円、%)

(A)-(B)[算定の分子]	H18決算	H19決算	増減率	H20決算	増減率	H21決算	増減率	H22決算	増減率
実質的な将来負債額	-	198,131	-	189,646	▲4.3	275,517	45.3	175,959	▲36.1

◎ 将来負担比率の状況と推移

○ 比較する財政の規模(分母)の内訳について [計算式:「標準財政規模(C)」-「算入公債費等の額(D)」]

○ 標準財政規模(C)、算入公債費等の額(D)

(単位:千円、%)

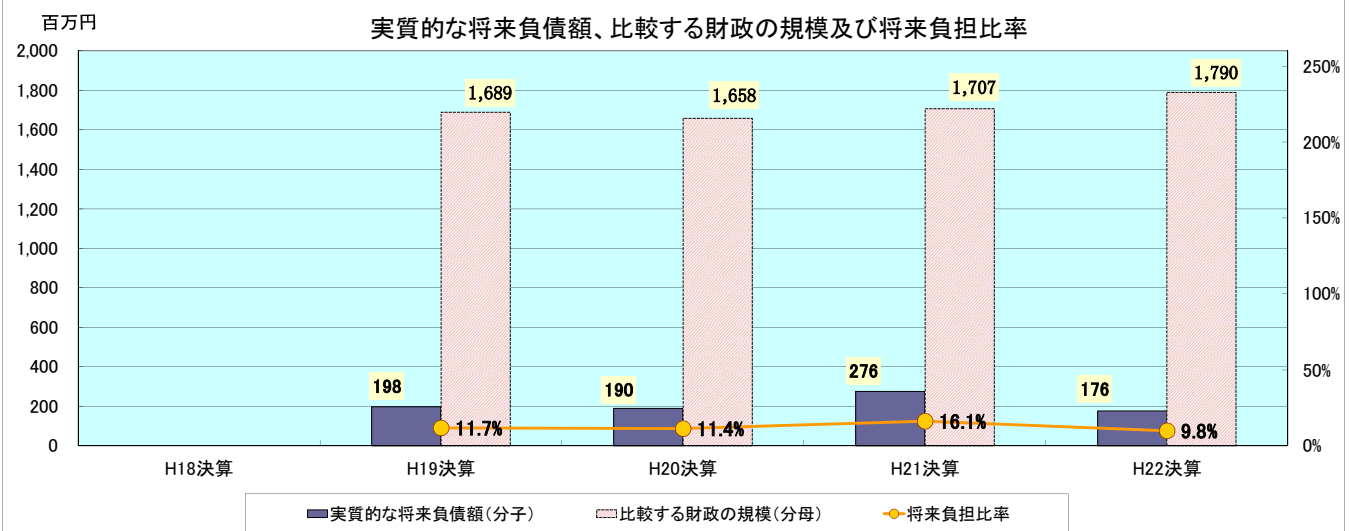
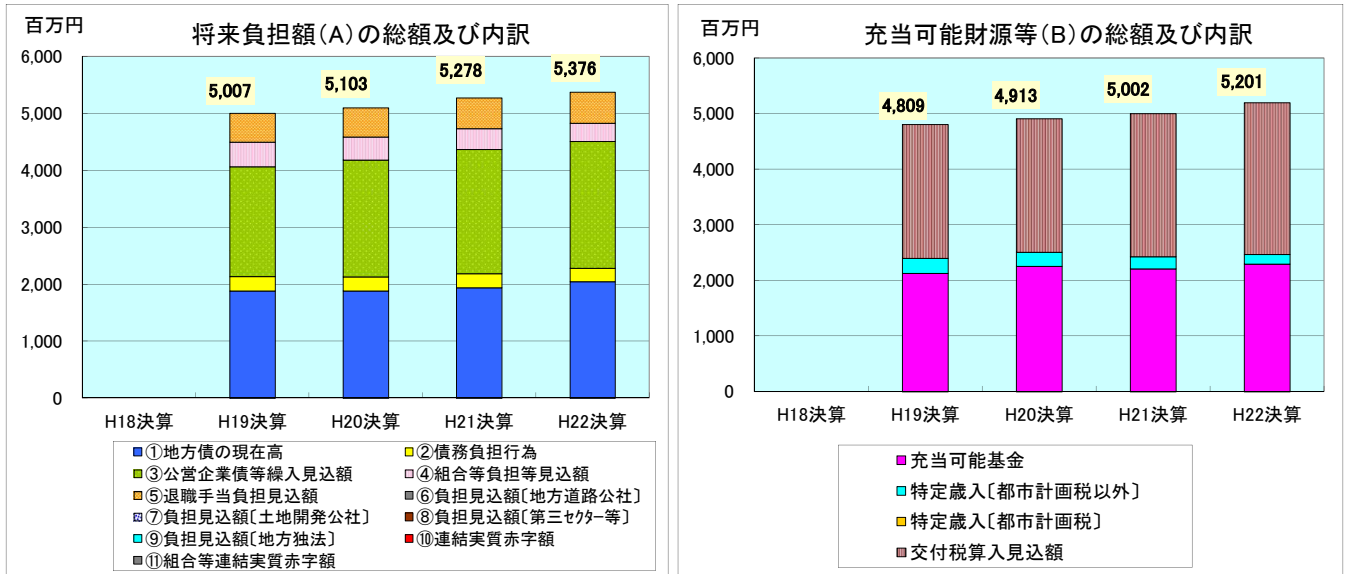
	H18決算	H19決算	増減率	H20決算	増減率	H21決算	増減率	H22決算	増減率
標準財政規模(C)	—	1,840,386	—	1,821,441	▲1.0	1,878,992	3.2	1,973,535	5.0
算入公債費等の額(D)	—	151,011	—	163,381	8.2	171,604	5.0	183,809	7.1

◎ 比較する財政の規模(分母)

(単位:千円、%)

(C)-(D)[算定の分母]	H18決算	H19決算	増減率	H20決算	増減率	H21決算	増減率	H22決算	増減率
比較する財政の規模	—	1,689,375	—	1,658,060	▲1.9	1,707,388	3.0	1,789,726	4.8

○ 経年推移グラフ



○用語解説

- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・①地方債の現在高：一般会計等の前年度末における地方債現在高
- ・②債務負担行為：債務負担行為に基づく支出予定額(地方債を財源とできる地方財政法第5条各号に定める経費等に係るもの)
- ・③公営企業債等繰入見込額：一般会計等以外の会計(公営企業会計等)の地方債の元金償還に充てるため、一般会計等からの繰入れが必要と見込まれる額
- ・④組合等負担等見込額：当該市町村が加入する一部事務組合等の地方債の元金償還に充てるため、当該市町村からの負担等が必要と見込まれる額
- ・⑤退職手当負担見込額：退職手当支給予定額(全職員が前年度末に自己都合退職すると仮定した場合の要支給額)のうち、一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額
- ・⑥負担見込額[地方道路公社]、⑦負担見込額[土地開発公社]、⑧負担見込額[第三セクター等]、⑨負担見込額[地方独法]
：地方公共団体が設立した一定の法人の負債の額やその者のために債務を負担している場合の当該債務の額のうち、当該法人等の財務・経営状況を勘案して一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額
- ・⑩連結実質赤字額：地方公共団体の一般会計等及び公営事業会計における連結ベースでの実質赤字額
- ・⑪組合等連結実質赤字額：一部事務組合等の連結実質赤字相当額のうち、一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額

◎ 将来負担比率の状況と推移

将来負担比率	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
			28.9%	—	—

○ 将来負担比率は、地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものも含め、その地方公共団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の額を、その団体の標準財政規模を基本とした額(※)と比べたときの率をいいます。

(※ 標準財政規模から、元利償還金等のうち普通交付税において基準財政需要額に算入されている額を控除した額。下の算定式を参照。)

○ 将来負担比率は、以下に示す算式で算定します。

・平成22年度決算数値に基づく将来負担比率の場合(小数第2位以下切捨て)

$$\begin{array}{r}
 \text{平成22年度} \\
 \text{将来負担比率} \\
 = \\
 \frac{\text{将来負担額(A)} \quad 9,438,230 - \text{充当可能財源等(B)} \quad 10,848,712}{\text{標準財政規模(C)} \quad 3,774,025 - \text{算入公債費等の額(D)} \quad 712,989} = \frac{\text{実質的な将来負債額(分子)} \quad \blacktriangle 1,410,482}{\text{比較する財政の規模(分母)} \quad 3,061,036} = \text{—}
 \end{array}
 \quad (\text{単位:千円、\%})$$

* 将来負担比率は、実質的な将来負債額(分子)が負の場合、該当なしとなる(「—」で表示)。

○ 将来負担比率が何%かということだけでなく、その算出に用いられた各数値の構成要素の内訳について他団体との比較や過去からの推移の把握を行うことで、より詳しい分析が可能になります。

○ 特に「将来負担額(A)」の構成要素の内訳について他団体との比較や過去からの推移の把握を行うことは、地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものも含め、その団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の内容について具体的に分析する上で有益です。

○ 実質的な将来負債額(分子)の内訳について [計算式:「将来負担額(A)」-「充当可能財源等(B)」]

○ 「将来負担額(A)」の内訳

(単位:千円、%)

	H18決算	H19決算	増減率	H20決算	増減率	H21決算	増減率	H22決算	増減率
①地方債の現在高	—	8,276,140	—	7,799,824	▲ 5.8	7,187,936	▲ 7.8	7,055,121	▲ 1.8
②債務負担行為	—	125	—	157	25.6	125	▲ 20.4	117	▲ 6.4
③公営企業債等繰入見込額	—	971,194	—	961,691	▲ 1.0	900,181	▲ 6.4	836,972	▲ 7.0
④組合等負担等見込額	—	489,362	—	451,304	▲ 7.8	410,278	▲ 9.1	360,540	▲ 12.1
⑤退職手当負担見込額	—	790,977	—	789,265	▲ 0.2	1,201,512	52.2	1,185,480	▲ 1.3
⑥負担見込額(地方道路公社)	—	0	—	0		0		0	
⑦負担見込額(土地開発公社)	—	0	—	0		0		0	
⑧負担見込額(第三セクター等)	—	0	—	0		0		0	
⑨負担見込額(地方独法)	—	0	—	0		0		0	
⑩連結実質赤字額	—	0	—	0		0		0	
⑪組合等連結実質赤字額	—	0	—	0		0		0	
将来負担額(A)	—	10,527,798	—	10,002,241	▲ 5.0	9,700,032	▲ 3.0	9,438,230	▲ 2.7

○ 充当可能財源等(B)

(単位:千円、%)

	H18決算	H19決算	増減率	H20決算	増減率	H21決算	増減率	H22決算	増減率
充当可能基金	—	3,650,440	—	4,064,189	11.3	4,287,151	5.5	5,196,382	21.2
特定歳入〔都市計画税以外〕	—	280,386	—	182,509	▲ 34.9	130,032	▲ 28.8	83,870	▲ 35.5
特定歳入〔都市計画税〕	—	0	—	0		0		0	
交付税算入見込額	—	5,846,793	—	5,937,572	1.6	5,840,132	▲ 1.6	5,568,460	▲ 4.7
充当可能財源等(B)	—	9,777,619	—	10,184,270	4.2	10,257,315	0.7	10,848,712	5.8

◎ 実質的な将来負債額(分子)

(単位:千円、%)

(A)-(B)[算定の分子]	H18決算	H19決算	増減率	H20決算	増減率	H21決算	増減率	H22決算	増減率
実質的な将来負債額	—	750,179	—	▲ 182,029	皆減	▲ 557,283		▲ 1,410,482	

◎ 将来負担比率の状況と推移

○ 比較する財政の規模(分母)の内訳について【計算式:「標準財政規模(C)」-「算入公債費等の額(D)」】

○ 標準財政規模(C)、算入公債費等の額(D)

(単位:千円、%)

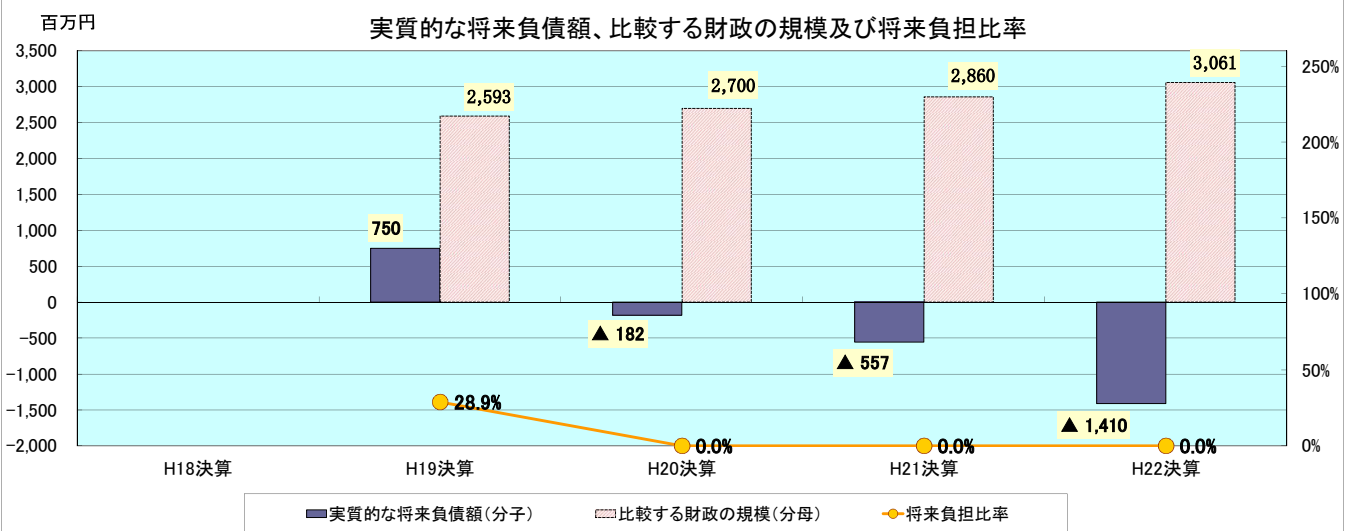
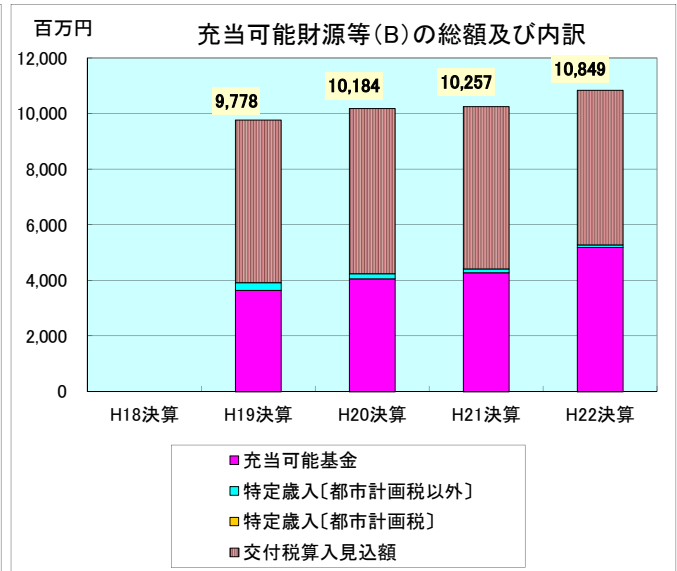
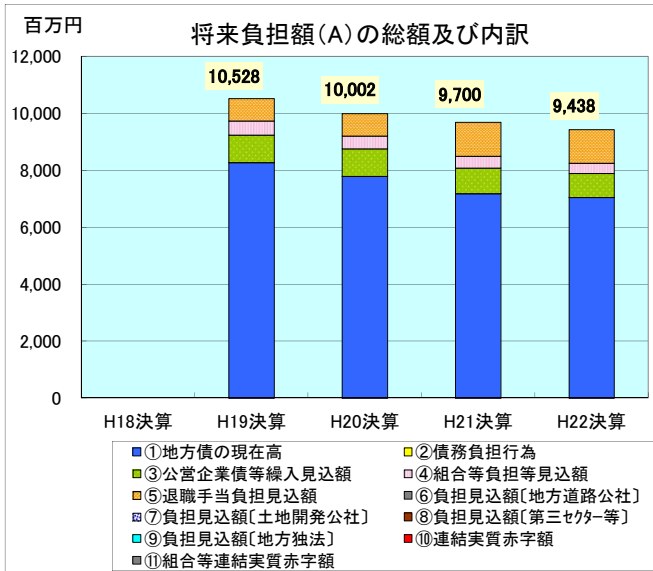
	H18決算	H19決算	増減率	H20決算	増減率	H21決算	増減率	H22決算	増減率
標準財政規模(C)	—	3,285,605	—	3,367,801	2.5	3,529,902	4.8	3,774,025	6.9
算入公債費等の額(D)	—	692,506	—	667,550	▲3.6	670,319	0.4	712,989	6.4

◎ 比較する財政の規模(分母)

(単位:千円、%)

(C)-(D)[算定の分母]	H18決算	H19決算	増減率	H20決算	増減率	H21決算	増減率	H22決算	増減率
比較する財政の規模	—	2,593,099	—	2,700,251	4.1	2,859,583	5.9	3,061,036	7.0

○ 経年推移グラフ



○用語解説

- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・①地方債の現在高：一般会計等の前年度末における地方債現在高
- ・②債務負担行為：債務負担行為に基づく支出予定額(地方債を財源とできる地方財政法第5条各号に定める経費等に係るもの)
- ・③公営企業債等繰入見込額：一般会計等以外の会計(公営企業会計等)の地方債の元金償還に充てるため、一般会計等からの繰入れが必要と見込まれる額
- ・④組合等負担等見込額：当該市町村が加入する一部事務組合等の地方債の元金償還に充てるため、当該市町村からの負担等が必要と見込まれる額
- ・⑤退職手当負担見込額：退職手当支給予定額(全職員が前年度末に自己都合退職すると仮定した場合の要支給額)のうち、一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額
- ・⑥負担見込額[地方道路公社]、⑦負担見込額[土地開発公社]、⑧負担見込額[第三セクター等]、⑨負担見込額[地方独法]：地方公共団体が設立した一定の法人の負債の額やその者のために債務を負担している場合の当該債務の額のうち、当該法人等の財務・経営状況を勘案して一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額
- ・⑩連結実質赤字額：地方公共団体の一般会計等及び公営事業会計における連結ベースでの実質赤字額
- ・⑪組合等連結実質赤字額：一部事務組合等の連結実質赤字相当額のうち、一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額

◎ 将来負担比率の状況と推移

将来負担比率	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
			152.6%	139.5%	137.8%

○ 将来負担比率は、地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものも含め、その地方公共団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の額を、その団体の標準財政規模を基本とした額(※)と比べたときの率をいいます。

(※ 標準財政規模から、元利償還金等のうち普通交付税において基準財政需要額に算入されている額を控除した額。下の算定式を参照。)

○ 将来負担比率は、以下に示す算式で算定します。

・平成22年度決算数値に基づく将来負担比率の場合(小数第2位以下切捨て)

$$\begin{array}{c}
 \text{平成22年度} \\
 \text{将来負担比率} \\
 = \\
 \frac{\text{将来負担額(A)} \quad 18,055,592}{\text{標準財政規模(C)} \quad 6,325,042} - \frac{\text{充当可能財源等(B)} \quad 12,582,931}{\text{算入公債費等の額(D)} \quad 947,245} = \frac{\text{実質的な将来負債額(分子)} \quad 5,472,661}{\text{比較する財政の規模(分母)} \quad 5,377,797} = 101.7\%
 \end{array}$$

(単位:千円、%)

* 将来負担比率は、実質的な将来負債額(分子)が負の場合、該当なしとなる(「-」で表示)。

○ 将来負担比率が何%かということだけでなく、その算出に用いられた各数値の構成要素の内訳について他団体との比較や過去からの推移の把握を行うことで、より詳しい分析が可能になります。

○ 特に「将来負担額(A)」の構成要素の内訳について他団体との比較や過去からの推移の把握を行うことは、地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものも含め、その団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の内容について具体的に分析する上で有益です。

○ 実質的な将来負債額(分子)の内訳について [計算式:「将来負担額(A)」-「充当可能財源等(B)」]

○ 「将来負担額(A)」の内訳

(単位:千円、%)

	H18決算	H19決算	増減率	H20決算	増減率	H21決算	増減率	H22決算	増減率
①地方債の現在高	-	13,366,456	-	12,471,760	▲ 6.7	11,929,248	▲ 4.3	11,328,137	▲ 5.0
②債務負担行為	-	168,648	-	173,383	2.8	150,017	▲ 13.5	118,550	▲ 21.0
③公営企業債等繰入見込額	-	2,379,554	-	2,847,220	19.7	3,791,302	33.2	3,772,265	▲ 0.5
④組合等負担等見込額	-	162,756	-	130,557	▲ 19.8	115,650	▲ 11.4	103,156	▲ 10.8
⑤退職手当負担見込額	-	2,381,280	-	2,828,969	18.8	2,653,934	▲ 6.2	2,733,484	3.0
⑥負担見込額(地方道路公社)	-	0	-	0		0		0	
⑦負担見込額(土地開発公社)	-	0	-	0		0		0	
⑧負担見込額(第三セクター等)	-	0	-	0		0		0	
⑨負担見込額(地方独法)	-	0	-	0		0		0	
⑩連結実質赤字額	-	0	-	0		0		0	
⑪組合等連結実質赤字額	-	0	-	0		0		0	
将来負担額(A)	-	18,458,694	-	18,451,889	0.0	18,640,151	1.0	18,055,592	▲ 3.1

○ 充当可能財源等(B)

(単位:千円、%)

	H18決算	H19決算	増減率	H20決算	増減率	H21決算	増減率	H22決算	増減率
充当可能基金	-	1,118,746	-	1,123,258	0.4	1,293,716	15.2	1,891,437	46.2
特定歳入〔都市計画税以外〕	-	885,939	-	922,996	4.2	963,981	4.4	1,074,436	11.5
特定歳入〔都市計画税〕	-	0	-	0		0		0	
交付税算入見込額	-	8,964,694	-	9,511,515	6.1	9,341,205	▲ 1.8	9,617,058	3.0
充当可能財源等(B)	-	10,969,379	-	11,557,769	5.4	11,598,902	0.4	12,582,931	8.5

◎ 実質的な将来負債額(分子)

(単位:千円、%)

(A)-(B)[算定の分子]	H18決算	H19決算	増減率	H20決算	増減率	H21決算	増減率	H22決算	増減率
実質的な将来負債額	-	7,489,315	-	6,894,120	▲ 7.9	7,041,249	2.1	5,472,661	▲ 22.3

◎ 将来負担比率の状況と推移

○比較する財政の規模(分母)の内訳について【計算式:「標準財政規模(C)」-「算入公債費等の額(D)」】

○ 標準財政規模(C)、算入公債費等の額(D)

(単位:千円、%)

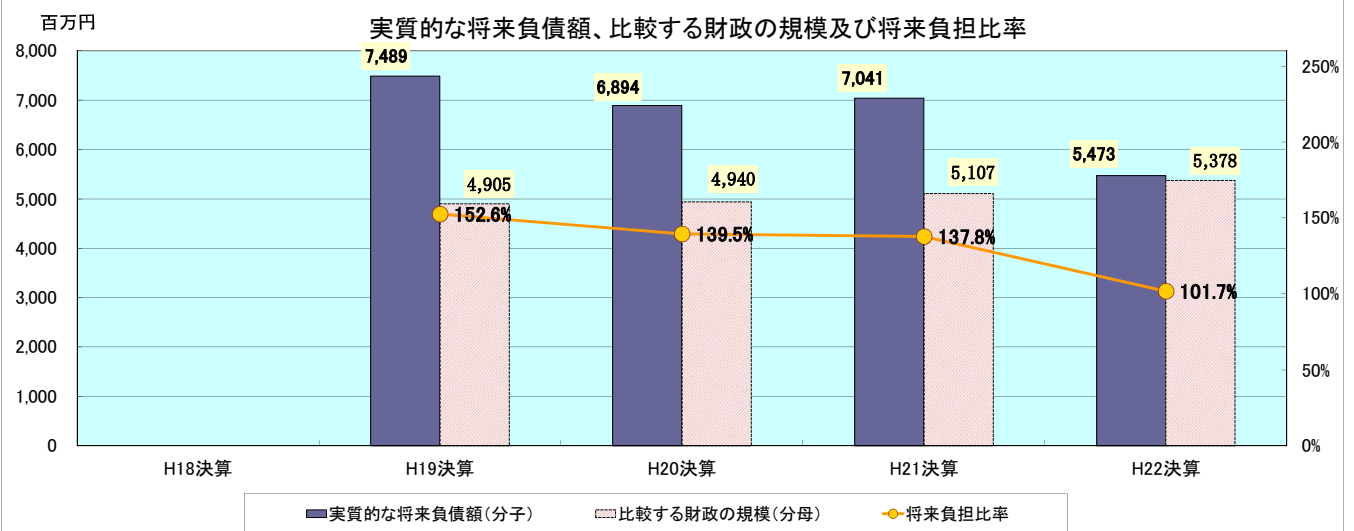
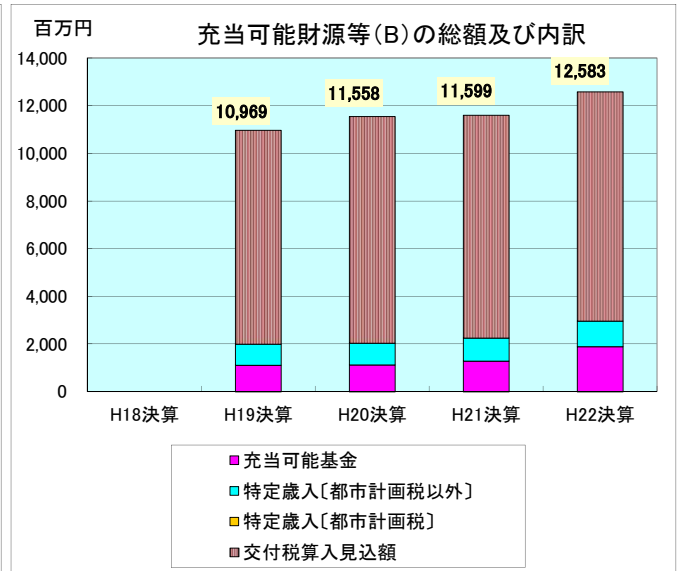
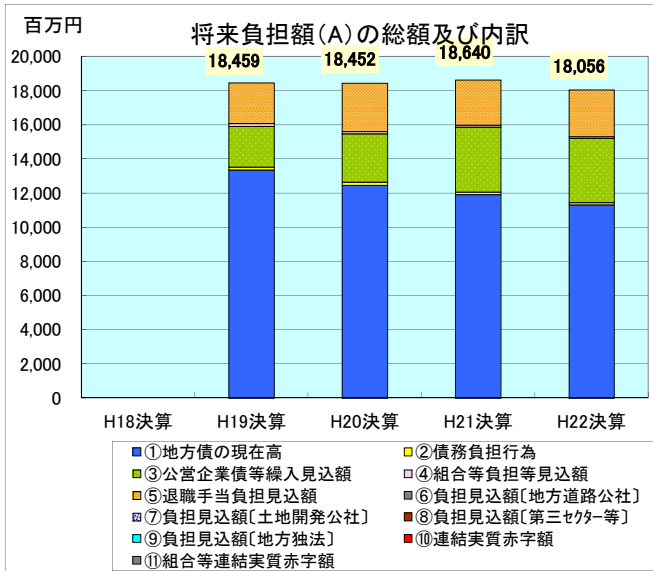
	H18決算	H19決算	増減率	H20決算	増減率	H21決算	増減率	H22決算	増減率
標準財政規模(C)	—	5,832,564	—	5,882,701	0.9	6,047,135	2.8	6,325,042	4.6
算入公債費等の額(D)	—	927,687	—	942,874	1.6	939,790	▲0.3	947,245	0.8

◎ 比較する財政の規模(分母)

(単位:千円、%)

(C)-(D)[算定の分母]	H18決算	H19決算	増減率	H20決算	増減率	H21決算	増減率	H22決算	増減率
比較する財政の規模	—	4,904,877	—	4,939,827	0.7	5,107,345	3.4	5,377,797	5.3

○ 経年推移グラフ



○用語解説

- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・①地方債の現在高：一般会計等の前年度末における地方債現在高
- ・②債務負担行為：債務負担行為に基づく支出予定額(地方債を財源とできる地方財政法第5条各号に定める経費等に係るもの)
- ・③公営企業債等繰入見込額：一般会計等以外の会計(公営企業会計等)の地方債の元金償還に充てるため、一般会計等からの繰入れが必要と見込まれる額
- ・④組合等負担等見込額：当該市町村が加入する一部事務組合等の地方債の元金償還に充てるため、当該市町村からの負担等が必要と見込まれる額
- ・⑤退職手当負担見込額：退職手当支給予定額(全職員が前年度末に自己都合退職すると仮定した場合の要支給額)のうち、一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額
- ・⑥負担見込額[地方道路公社]、⑦負担見込額[土地開発公社]、⑧負担見込額[第三セクター等]、⑨負担見込額[地方独法]：地方公共団体が設立した一定の法人の負債の額やその者のために債務を負担している場合の当該債務の額のうち、当該法人等の財務・経営状況を勘案して一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額
- ・⑩連結実質赤字額：地方公共団体の一般会計等及び公営事業会計における連結ベースでの実質赤字額
- ・⑪組合等連結実質赤字額：一部事務組合等の連結実質赤字相当額のうち、一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額